

〈資料編〉

[目 次]

〈一般対策編〉

1	防災関係機関・団体等	1
2	土石流危険溪流	4
3	急傾斜地崩壊危険区域	7
4	山地災害危険地区	11
5	災害時相互連携協定等一覧	15
6	消防団の組織体制等	17
7	指定緊急避難所	18
8	指定避難所	19
9	指定福祉避難所	20
10	要配慮者利用施設一覧	20
11	防災ヘリコプター緊急離着陸場	21
12	腕章等	22
13	自衛隊ヘリコプター発着場の基準等	24
14	村内の機関と連絡担当班	25
15	岐阜県災害救助法施行細則	26
16	救助別報告事項	35
17	応急仮設住宅建設可能用地	37
18	一時集積配分拠点	37
19	災害時廃棄物仮置場	37
20	大規模災害時の死体一時安定所	37

〈消防防災段階別活動編〉

1.	林野火災活動	39
2.	建物火災活動	42
3-1.	集中豪雨、異常気象災害活動	45
3-2.	台風災害活動	47
4.	地震災害活動	51
5.	航空機事故災害活動	55
6.	大交通事故災害活動	57
7.	化学物質流出事故災害活動	59

1 防災関係機関・団体等

(1) 東白川村

機 関 名	所 在 地	電話番号
東白川村役場	加茂郡東白川村神土548	0574-78-3111

(2) 消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号
可茂消防事務組合 東白川分遣所	加茂郡東白川村神土635-1	0574-78-3110
可茂消防事務組合 東消防署	加茂郡白川町河岐1873-2	0574-72-1641
可茂消防事務組合 消防本部	美濃加茂市加茂川3-7-7	0574-26-0119

(3) 岐阜県

機 関 名	所 在 地	電話番号
岐阜県危機管理部（防災課）	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111(代)
災害情報集約センター	同上	058-272-1034
防災交流センター	岐阜市下奈良3-11-6	058-277-5380
広域防災センター	各務原市川島小網町2151	0586-89-4191
可茂県事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-3111
岐阜県警察本部	岐阜市藪田南2-1-1	058-271-2424
加茂警察署	美濃加茂市古井町下古井2610	0574-25-0110
加茂警察署 東白川警察官駐在所	加茂郡東白川村神土574-3	0574-78-2004

(4) 指定地方行政機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号
中部管区警察局	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-951-6000
東海財務局 岐阜財務事務所	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎内	058-247-4111(代)
東海北陸厚生局	名古屋市中区白壁1-15-1	052-971-8831
東海農政局	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271 (内線)2416 052-211-1810(直)
東海農政局 岐阜農政事務所	岐阜市中鶉2-26	058-271-4108
中部森林管理局 名古屋事務所	名古屋市中区熱田区熱田西町1-20	052-683-9205(直) 052-683-9243(直)
中部森林管理局 岐阜森林管理署	下呂市小坂町大島1643-2	0576-62-3121
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2683
中部近畿鉱山保安監督部	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0558(直)
中部運輸局	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-952-8049
東海総合通信局	名古屋市中区白壁1-15-1	052-971-9618
岐阜労働局	岐阜市金竜町5-13	058-245-8103 (内線)221

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省 中部地方整備局（三の丸舎）	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8357 052-953-8119(代)
国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷1丁目36-1	058-271-9811
岐阜国道事務所 美濃加茂国道 維持出張所	美濃加茂市本郷3-1-14	0574-26-2151
岐阜地方气象台	岐阜市加納二之丸6	058-271-4108

(5) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
自衛隊岐阜地方協力本部	岐阜市長良福光2675-3	058-232-3127
美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井2610-1	0574-25-7495
陸上自衛隊第10師団第35普通科 連隊	名古屋守山区守山3-12-1	052-791-2191 (昼間内線)461 (夜間内線)477
航空自衛隊岐阜基地企画部	各務原市那加官有地無番地	0583-82-1101
航空自衛隊小牧基地防衛部	愛知県小牧市春日寺1-1	0568-76-2191

(6) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中部電力株式会社加茂営業所	美濃加茂市中富町1-10-16	0574-28-3111
NTT西日本岐阜支店災害対策室	岐阜市八ッ寺1-15	058-265-3685
日本赤十字社岐阜県支部	岐阜市茜部中島2-9	058-272-3561
日本郵政公社東海支社東白川郵便 局	加茂郡東白川村神土582-15	0574-78-2242
日本放送協会岐阜放送局	岐阜市京町12-3	058-265-8051
東海旅客鉄道(株)美濃太田駅	美濃加茂市立石2484	0574-25-2889
日本貨物鉄道(株)岐阜営業支店	岐阜市今嶺4-18-1	058-276-0571

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
岐阜県トラック協会	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771
東白川村社会福祉協議会	加茂郡東白川村神土697-1	0574-78-2059
(株)岐阜放送	岐阜市今小町8	058-264-1181
岐阜新聞 美濃加茂総局	美濃加茂市太田町本町2-10-19	0574-25-3675
中日新聞 美濃加茂通信局	美濃加茂市古井町下古井652	0574-25-7788
読売新聞 多治見通信部	多治見市青木町3-2	0572-24-0091
中部経済新聞	多治見市精華町73	0572-23-7812
朝日新聞 岐阜東部支局	多治見市音羽町4-21	0572-22-0745

（８）病院・診療所・医院

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中部国際医療センター	美濃加茂市健康のまち1丁目1	0574-66-1100
県立下呂温泉病院	下呂市森2211	0576-23-2222
白川病院	加茂郡白川町坂ノ東5770	0574-72-2222
中津川市民病院	中津川市駒場1522-1	0573-66-1251
下呂市立金山病院	下呂市金山町金山973-6	0576-32-2121
東白川村国保診療所	加茂郡東白川村五加3210	0574-78-2023
河村医院	中津川加子母5061-9	0573-79-2033
みお医院	中津川市付知町広島野2711-1	0573-82-5211

（９）公共的団体及び防災上重要な施設

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
めぐみの農協東白川支店	加茂郡東白川村神土548	0574-78-3131
めぐみの農協東白川支店給油所	加茂郡東白川村神土482-1	0574-78-2175
東白川村商工会	加茂郡東白川村神土582-1	0574-78-2275
東白川村森林組合	加茂郡東白川村越原46-1	0574-78-2009
可茂建設業協会	美濃加茂市太田1874	0574-26-1255
可茂衛生施設利用組合	可児市塩河839	0574-65-4111

2 土石流危険溪流

(1) 土石流危険溪流

番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保全対象人家戸数	砂防指定地の指定	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒特別区域の指定
1	飛驒川	白川	大口北谷	神土大口	1	有	有	有
2	飛驒川	白川	後山谷	神土平	19		有	有
3	飛驒川	白川	向山谷、橋向谷 1	神土平	0		有	有
4	飛驒川	白川	向山谷、橋向谷 2	神土平	0		有	有
5	飛驒川	白川	川向谷	神土平	2	有	有	有
6	飛驒川	白川	反歩向谷 1	神土平	5		有	有
7	飛驒川	白川	反歩向谷 2	神土平	5		有	有
8	飛驒川	白川	平向谷	神土平	1		有	有
9	飛驒川	白川	野尻向谷	神土平	3		有	有
10	飛驒川	白川	野尻谷	神土平	6		有	有
11	飛驒川	白川	日向山谷	神土下親田	6		有	有
12	飛驒川	白川	奥屋谷	神土下親田	1		有	有
13	飛驒川	白川	一木谷 1	神土下親田	2		有	有
14	飛驒川	白川	一木谷 2	神土下親田	3		有	有
15	飛驒川	白川	一木谷 3	神土下親田	3		有	有
16	飛驒川	白川	水上谷	神土下親田	3		有	有
17	飛驒川	白川	下屋洞谷	神土上親田	14		有	有
18	飛驒川	白川	大野谷	神土上親田	7		有	有
19	飛驒川	白川	上親田谷	神土上親田	3	有	有	有
20	飛驒川	白川	山下谷 1	神土神付	4		有	有
21	飛驒川	白川	神付川	神土神付	4	有	有	
22	飛驒川	白川	中谷	神土中谷	5	有	有	有
23	飛驒川	白川	宮洞谷	神土西洞	4		有	有
24	飛驒川	白川	新田谷	神土西洞	3		有	有
25	飛驒川	白川	西洞谷	神土西洞	3		有	
26	飛驒川	白川	中屋谷	神土西洞	5		有	有
27	飛驒川	白川	中之谷	神土西洞	1	有	有	有
28	飛驒川	白川	猪薙谷	神土西洞	2		有	有
29	飛驒川	白川	度々向谷 1	神土西洞	2		有	有
30	飛驒川	白川	度々向谷 2	神土中谷	3		有	有
31	飛驒川	白川	畑洞谷	神土西洞	2	有	有	有
32	飛驒川	白川	片倉谷	神土西洞	1		有	有
33	飛驒川	白川	野道谷	神土西洞	1		有	有
34	飛驒川	白川	曲坂川	越原曲坂	17		有	有
35	飛驒川	白川	長畑谷 1	越原曲坂	1		有	有

36	飛驒川	白川	長畑谷 2	越原曲坂	9		有	有
37	飛驒川	白川	奥外戸谷	越原曲坂	3		有	有
38	飛驒川	白川	洞山谷	越原曲坂	3		有	有
39	飛驒川	白川	境谷 2	越原曲坂	0		有	有
40	飛驒川	白川	山下谷 2	越原日向	7	有	有	
41	飛驒川	白川	山下谷 3	越原日向	7	有	有	有
42	飛驒川	白川	日向谷	越原日向	4	有	有	有
43	飛驒川	白川	中出谷	越原日向	5	有	有	有
44	飛驒川	白川	杉谷	越原日向	3	有	有	
45	飛驒川	白川	中山谷	越原日向	2		有	有
46	飛驒川	白川	上高旗谷	越原日向	2		有	有
47	飛驒川	白川	東杉谷	越原日向	4		有	有
48	飛驒川	白川	境谷	越原日向	1		有	有
49	飛驒川	白川	栃枝谷	越原陰地	5		有	有
50	飛驒川	白川	手掛岩谷	越原陰地	5	有	有	
51	飛驒川	白川	上田谷	越原陰地	5		有	有
52	飛驒川	大明神川	砂場谷	越原陰地	2		有	有
53	飛驒川	白川	柄谷	越原陰地	5	有	有	
54	飛驒川	大明神川	中根谷	越原陰地	2		有	有
55	飛驒川	白川	井の洞谷	越原陰地	3		有	有
56	飛驒川	大明神川	下木屋谷	越原栃山	2		有	有
57	飛驒川	大明神川	上木屋谷	越原栃山	2		有	有
58	飛驒川	大明神川	十一谷	越原栃山	0		有	有
59	飛驒川	大明神川	小三地谷	越原栃山	1		有	有
60	飛驒川	大明神川	石田谷	越原栃山	3		有	有
61	飛驒川	大明神川	都加太地谷	越原栃山	1		有	有
62	飛驒川	大明神川	十一下谷	越原栃山	2		有	有
63	飛驒川	大明神川	黒淵谷	越原黒淵	5		有	有
64	飛驒川	大明神川	穴沢谷	越原黒淵	7		有	有
65	飛驒川	大明神川	泓谷	越原黒淵	1		有	有
66	飛驒川	大明神川	松山谷	越原黒淵	0		有	有
67	飛驒川	大明神川	境谷 1	越原大明神	2		有	有
68	飛驒川	大明神川	五斗内谷	越原大明神	0		有	有
69	飛驒川	大明神川	出合谷 1	越原大明神	7		有	有
70	飛驒川	大明神川	出合谷 2	越原大明神	4		有	有
71	飛驒川	大明神川	小峠谷	越原大明神	2		有	有
72	飛驒川	大明神川	新巣川	越原大明神	4	有	有	有
73	飛驒川	大明神川	垂洞谷	越原大明神	2	有	有	有
74	飛驒川	大明神川	無洞谷	越原大明神	2		有	有
75	飛驒川	大明神川	明神谷	越原大明神	4	有	有	有
76	飛驒川	大明神川	槇谷	越原大明神	4	有	有	有
77	飛驒川	白川	悪比良谷	五加柏本	3		有	有

78	飛驒川	白川	西屋洞谷	五加柏本	4		有	有
79	飛驒川	白川	谷比良谷	五加柏本	0		有	有
80	飛驒川	白川	段の上谷	五加柏本	3		有	有
81	飛驒川	白川	柏本川	五加柏本	12	有	有	有
82	飛驒川	白川	柳洞谷	五加柏本	11		有	有
83	飛驒川	白川	木戸場谷	五加宮代	7		有	有
84	飛驒川	白川	高根谷	五加宮代	2		有	有
85	飛驒川	白川	袖畑前谷	五加大沢	7		有	有
86	飛驒川	白川	欠の比良谷	五加大沢	3	有	有	有
87	飛驒川	白川	森の平谷	五加大沢	8	有	有	有
88	飛驒川	白川	大沢谷	五加大沢	3	有	有	
89	飛驒川	白川	本洞谷	五加下野	22		有	有
90	飛驒川	白川	清水谷	五加下野	3		有	有
91	飛驒川	白川	門洞谷	五加久須見	0	有	有	
92	飛驒川	白川	神土 6	神土平	27	有	有	有
93	飛驒川	白川	神土 12	神土平	5	有	有	有
94	飛驒川	白川	神土 13	神土平	5	有	有	有
95	飛驒川	白川	神土 14	神土平	5	有	有	有
96	飛驒川	白川	神土 15	神土平	6	有	有	有
97	飛驒川	白川	神土 16	神土平	5	有	有	有
98	飛驒川	白川	神土 17	神土親田	1	有	有	有
99	飛驒川	白川	神土 18	神土親田	2	有	有	有
100	飛驒川	白川	神土 19	神土親田	2	有	有	有
101	飛驒川	白川	神土 1	神土神付	4		有	有
102	飛驒川	白川	神土 2	神土中通	0		有	有
103	飛驒川	白川	神土 3	神土中通	1		有	有
104	飛驒川	白川	神土 4	神土中通	21		有	有
105	飛驒川	白川	神土 5	神土中通	20		有	有
106	飛驒川	白川	神土 7	神土中谷	7	有	有	有
107	飛驒川	白川	神土 8	神土中谷	10	有	有	有
108	飛驒川	白川	神土 9	神土西洞	2		有	有
109	飛驒川	白川	神土 10	神土西洞	2		有	有
110	飛驒川	白川	神土 11	神土西洞	6		有	有
111	飛驒川	白川	越原 1	越原曲坂	10	有	有	有
112	飛驒川	白川	越原 2	越原曲坂	8		有	有
113	飛驒川	白川	越原 3	越原曲坂	12		有	有
114	飛驒川	白川	越原 4	越原曲坂	6		有	有
115	飛驒川	白川	越原 5	越原曲坂	6		有	有
116	飛驒川	白川	越原 10	越原曲坂	5		有	有
117	飛驒川	白川	越原 9	越原日向	2	有	有	有
118	飛驒川	白川	越原 6	越原陰地	5		有	有
119	飛驒川	白川	越原 11	越原陰地	10		有	有

120	飛驒川	大明神川	越原 12	越原栃山	2		有	
121	飛驒川	大明神川	越原 13	越原栃山	1		有	有
122	飛驒川	大明神川	越原 19	越原黒渕	8		有	有
123	飛驒川	大明神川	越原 20	越原黒渕	15		有	有
124	飛驒川	大明神川	越原 21	越原黒渕	16		有	有
125	飛驒川	大明神川	越原 22	越原黒渕	11		有	有
126	飛驒川	大明神川	越原 7	越原大明神	5	有	有	有
127	飛驒川	大明神川	越原 8	越原大明神	6	有	有	有
128	飛驒川	大明神川	越原 14	越原大明神	2		有	有
129	飛驒川	大明神川	越原 15	越原大明神	4		有	
130	飛驒川	大明神川	越原 16	越原大明神	1		有	有
131	飛驒川	大明神川	越原 17	越原大明神	2		有	有
132	飛驒川	大明神川	越原 18	越原大明神	2		有	有
133	飛驒川	大明神川	越原 23	越原大明神	10		有	有
134	飛驒川	白川	五加 1	五加柏本	12		有	有
135	飛驒川	白川	五加 2	五加柏本	11		有	有
136	飛驒川	白川	五加 3	五加柏本	12		有	有
137	飛驒川	白川	五加 4	五加柏本	8		有	有
138	飛驒川	白川	五加 5	五加柏本	10		有	有
139	飛驒川	白川	五加 6	五加柏本	10		有	有
140	飛驒川	白川	五加 7	五加下野	15	有	有	有

3 急傾斜地崩壊危険区域

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	所在地	保全対象 人家戸数	急傾斜地崩 落危険区域 の指定	土砂災害警 戒区域の指 定	土砂災害警 戒特別区域 の指定
1	大口 1	神土大口	3		有	有
2	大口 2	神土大口	1		有	有
3	大口 3	神土大口	9		有	有
4	上小林	神土平	5	有	有	有
5	大野	神土平	2	有	有	有
6	渡場	神土平	4		有	有
7	反歩向 1	神土平	6		有	有
8	反歩向 2	神土平	1		有	有
9	平 1	神土平	5	有	有	有
10	平 2	神土平	2		有	有
11	平 3	神土平	4		有	有
12	平 4	神土平	3		有	有
13	平 5	神土平	1		有	有
14	平下 1	神土平	19	有	有	有

15	平下 2	神土平	3		有	有
16	平下 3	神土平	4		有	有
17	平上	神土平	8	有	有	有
18	下親田 1	神土下親田	1		有	有
19	下親田 2	神土下親田	3		有	有
20	長瀨 1	神土上親田	1		有	有
21	長瀨 2	神土上親田	1		有	有
22	中通 1	神土中通	2		有	有
23	中通 2	神土中通	0		有	有
24	加舎尾	神土加舎尾	3		有	有
25	西洞 1	神土西洞	1		有	有
26	西洞 1 0	神土西洞	3		有	有
27	西洞 1 1	神土西洞	0		有	有
28	西洞 1 2	神土西洞	1		有	有
29	西洞 2	神土西洞	0		有	有
30	西洞 3	神土西洞	1		有	有
31	西洞 4	神土西洞	1		有	有
32	西洞 5	神土西洞	1		有	有
33	西洞 6	神土西洞	4		有	有
34	西洞 7	神土西洞	1		有	有
35	西洞 8	神土西洞	2		有	有
36	西洞 9	神土西洞	2		有	有
37	曲坂	越原曲坂	2		有	有
38	中山 1	越原日向	11		有	有
39	中山 2	越原日向	4		有	有
40	日向 1	越原日向	2	有	有	有
41	日向 2	越原日向	3		有	有
42	日向 3	越原日向	1		有	有
43	日向 4	越原日向	1		有	有
44	日向 5	越原日向	2		有	有
45	日向平	越原日向	4		有	有
46	陰地 1	越原陰地	8	有	有	有
47	陰地 2	越原陰地	3		有	有
48	陰地 3	越原陰地	5		有	有
49	陰地 4	越原陰地	0		有	有
50	岩倉 1	越原陰地	1		有	有
51	岩倉 2	越原陰地	1		有	有
52	菊久里 1	越原陰地	2		有	有
53	菊久里 2	越原陰地	3		有	有
54	栃山 1	越原栃山	3		有	有
55	栃山 2	越原栃山	0		有	有
56	黒淵 1	越原黒淵	2	有	有	有

57	五斗内	越原大明神	2		有	有
58	山手	越原大明神	2		有	有
59	大明神 1	越原大明神	5		有	有
60	大明神 2	越原大明神	1		有	有
61	田の頭比良下	五加柏本	4	有	有	有
62	柏本 1	五加柏本	5		有	有
63	柏本 1 0	五加柏本	1		有	有
64	柏本 2	五加柏本	3		有	有
65	柏本 3	五加柏本	3		有	有
66	柏本 4	五加柏本	2		有	有
67	柏本 5	五加柏本	8		有	有
68	柏本 6	五加柏本	6		有	有
69	柏本 7	五加柏本	2		有	有
70	柏本 9	五加柏本	1		有	有
71	社辺 1	五加宮代	3		有	有
72	社辺 2	五加宮代	1		有	有
73	酒屋畑	五加宮代	3		有	有
74	鎌倉	五加大沢	1		有	有
75	生姜洞	五加大沢	2		有	有
76	大沢 1	五加大沢	5		有	有
77	大沢 2	五加大沢	1		有	有
78	大沢 3	五加大沢	0		有	有
79	中屋波反	五加大沢	0		有	有
80	下野 1	五加下野	2		有	有
81	下野 2	五加下野	2		有	有
82	下野 3	五加下野	0		有	有
83	久須見 1	五加久須見	0		有	有
84	久須見 2	五加久須見	0		有	有
85	門洞	五加久須見	2		有	有
86	神土 11	神土平	5		有	有
87	神土 15	神土平	3		有	有
88	神土 17	神土平	1		有	有
89	神土 5	神土親田	0		有	有
90	神土 12	神土親田	4		有	有
91	神土 13	神土親田	3		有	有
92	神土 18	神土親田	2		有	有
93	神土 2	神土中通	0		有	有
94	神土 4	神土中通	0		有	有
95	神土 16	神土中通	1		有	有
96	神土 10	神土中通	2		有	有
97	神土 6	神土神付	3		有	有
98	神土 1	神土中谷	1		有	有

99	神土 7	神土中谷	2		有	有
100	神土 14	神土中谷	1		有	有
101	神土 3	神土加舎尾	1		有	有
102	神土 8	神土加舎尾	2		有	有
103	神土 9	神土加舎尾	2		有	有
104	越原 1	越原曲坂	8		有	有
105	越原 3	越原曲坂	4		有	有
106	越原 4	越原曲坂	2		有	有
107	越原 5	越原曲坂	2		有	有
108	越原 6	越原曲坂	3		有	有
109	越原 8	越原曲坂	3		有	有
110	越原 2	越原日向	1		有	有
111	越原 11	越原日向	3		有	有
112	越原 9	越原陰地	4		有	有
113	越原 10	越原陰地	2		有	有
114	越原 12	越原陰地	2		有	有
115	越原 13	越原栃山	2		有	有
116	越原 7	越原黒淵	1		有	有
117	五加 1	五加柏本	2		有	有
118	五加 2	五加柏本	3		有	有
119	五加 3	五加柏本	3	有	有	有
120	五加 4	五加柏本	4		有	有
121	五加 5	五加久須見	2	有	有	有

(2) 地滑り危険箇所

番号	箇所名	所在地	保全対象 人家戸数	区域の指定	土砂災害警 戒区域の指 定	土砂災害警 戒特別区域 の指定
01	大明神	越原大明神	0	有	有	

4 山地災害危険地区

(1) 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	所在地（大字・字）	保全人家戸数	公共その他
01	樽洞	五加字垂洞	4	県道・林道
02	段上	五加字段上	24	県道
03	段上No.2	五加字段上	16	村道
04	柳洞	五加字柳洞	5	県道・村道
05	譲葉	五加字譲葉	9	県道・村道
06	大根	神土字大根	7	県道・林道
07	白草	神土字白草小坂	-	県道
08	立野 1	神土字立野	5	村道
09	立野 2	神土字立野	8	村道
10	猿橋	神土字猿橋	9	村道
11	猿橋No.2	神土字猿橋	3	村道
12	本洞	神土字本洞	6	村道
13	長尾	神土字長尾	10	村道
14	上ゴウ路	神土字中ノ谷	3	村道
15	開ヶ洞	神土字開ヶ洞	-	県道・村道
16	馬崩谷東	神土字馬崩谷東	-	学校
17	鈴原	神土字鈴原	3	診療所・保健センター・国道
18	坂ノ上	神土字坂ノ上	1	村道
19	洞山	越原字洞山	3	村道
20	上高旗	越原字上高旗	2	村道
21	上高旗No.2	越原字上高旗	26	村道
22	本洞No.1	越原字本洞	18	村道
23	本洞No.2	越原字本洞	5	村道
24	境谷	越原字境谷	6	国道
25	中根	越原字中根	-	国道
26	中根No.2	越原字中根	2	国道
27	都加太地	越原字都加太地	1	県道
28	都加太地No.2	越原字都加太地	1	県道
29	富田	越原字富田	8	県道・林道
30	穴沢	越原字穴沢	40	林道
31	穴沢No.2	越原字穴沢	46	林道
32	穴沢No.3	越原字穴沢	8	林道
33	松尾	越原字松尾	7	林道
34	小峠	越原字小峠	12	県道・林道
35	山手	越原字山手	8	林道
36	五斗内No.1	越原字五斗内	6	県道
37	五斗内No.2	越原字五斗内	17	県道

番号	地区名	所在地 (大字・字)	保全人家戸 数	公共その他
38	黒淵	越原字黒淵・小三地	13	県道・林道
39	小三地	越原字小三地	3	林道
40	栃山	越原字栃山	9	林道
41	手掛岩	越原字手掛岩	17	国道・林道
42	手掛岩No.1	越原字手掛岩	20	国道
43	手掛岩No.2	越原字手掛岩	4	国道
44	手掛岩	越原字手掛岩	23	国道
45	菊久里	越原字菊久里	3	国道
46	菊久里No.2	越原字菊久里	15	国道
47	下屋洞	神土字下屋洞	17	国道
48	野々尻	神土字野々尻	0	国道
49	日向方西方	神土字日向方西方	20	林道
50	日向方西方	神土字日向方西方	6	林道
51	日向山	神土字日向山	0	林道
52	小笹裏	神土字小笹裏	9	県道
53	大ダワ	神土字大ダワ	6	県道・林道
54	大シデ	神土字大シデ	8	林道
55	前山	神土字前山	6	村道・林道
56	烏帽子形	神土字烏帽子形	12	林道
57	洞林	神土字洞林	1	林道
58	大陀輪外	五加字大陀輪外	16	林道
59	山椒洞	五加字山椒洞	6	林道
60	本洞	五加字本洞	45	県道・村道
61	後山	神土字後山	35	役場・県道・村道
62	鶴田	神土字鶴田	11	学校・国道・村道
63	境谷	越原字境谷	7	村道
64	小三地	越原字小三地	16	村道
65	桜峠	神土字桜峠	2	国道・村道
66	水上	神土字水上	10	県道・林道
67	日向山	神土字日向山	2	県道
68	清水	五加字清水	11	県道・村道
69	大洞	五加字大洞	13	村道
70	譲葉	五加字譲葉	5	村道
71	出合	越原字出合	12	村道
72	手掛岩	越原字手掛岩	19	国道
73	小九合	五加字小九合	7	県道・林道
74	白草	五加字白草	50	村道
75	中手	五加字中手	9	村道
76	度々向	神土字度々向	10	村道

番号	地区名	所在地（大字・字）	保全人家戸数	公共その他
77	猪薙	神土字猪薙	5	村道
78	押場	神土字平介薙	3	村道
79	樋口	神土字樋口	9	村道
80	山下	神土字尾比良	16	村道
81	泓	越原字泓	5	村道
82	陰地	越原字手掛岩	40	国道
83	洞山	越原字洞山	5	林道
84	田代	神土字田代	4	村道
85	岩倉	越原字岩倉	7	村道
86	手掛岩	越原字手掛岩	1	国道
87	中出	越原字中出	0	林道
88	立野	五加字立野	17	村道
89	神土	神土字新巢	2	県道

(2) 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	所在地（大字・字）	保全人家戸数	公共その他
01	小九合	東白川村五加字小九合	8	県道
02	生姜洞	東白川村五加字生姜洞	11	村道
03	新蔵洞	東白川村五加字新蔵洞	25	県道
04	裏山No.1	東白川村五加字裏山	1	県道
05	裏山No.2	東白川村五加字裏山	41	県道
06	段ノ上	東白川村五加字段ノ上	17	県道
07	柳洞	東白川村五加字柳洞	7	村道
08	畑道	東白川村五加字畑道	5	村道
09	悪比良	東白川村五加字悪比良	0	県道
10	木曾渡	東白川村五加字木曾渡	8	県道
11	松葉	東白川村五加字松葉	32	県道
12	本栃	東白川村神土字本栃	17	村道
13	白草	東白川村神土字白草	0	村道
14	踏掛場	東白川村神土字踏掛場	5	集会所・県道
15	反ノ渡	東白川村神土字反ノ渡	4	県道
16	上ノ段	東白川村神土字上ノ段	30	役場・村道
17	鶴田	東白川村神土字鶴田	73	村道
18	前山	東白川村神土字上向	8	村道
19	井杭淵	井杭淵・鶴田	14	学校・国道・村道
20	鈴原	東白川村神土字釜淵	15	診療所・保健センター・国道
21	焼野	東白川村神土字焼野	3	村道

番号	地区名	所在地 (大字・字)	保全人家戸数	公共その他
22	中加舎尾	東白川村神土字石畑	0	国道・墓地
23	田代	東白川村神土字田代	16	村道
24	山本	東白川村神土字山本	14	村道
25	小豆畑	東白川村神土字小豆畑	3	村道
26	猿橋	東白川村神土字野首・猿橋・登尾	1	村道
27	鎌田	東白川村神土字鎌田・水口	0	村道
28	川向	東白川村神土字川向	11	村道
29	前山平	東白川村神土字前山平	4	村道
30	岩倉	東白川村越原字岩倉	12	村道
31	洞山	東白川村越原字洞山	5	村道
32	岩倉	東白川村越原字岩倉	1	村道
33	岩倉No.3	東白川村越原字岩倉	7	村道
34	下高旗	東白川村越原字下高旗	1	村道
35	大林洞	東白川村越原字欠の淵	7	村道
36	中山	東白川村越原字中山	29	村道
37	中根No.1	東白川村越原字中根	22	国道
38	中根No.2	東白川村越原字中根	9	県道
39	小三地	東白川村越原字小三地	7	県道
40	奥屋敷平	東白川村神土字奥屋敷平	0	村道
41	左広	東白川村神土字左広	30	村道
42	兎田和	東白川村神土字兎田和	44	国道・県道
43	細尾	東白川村神土字細尾	0	国道
44	高岩巣	東白川村五加字高岩巣	0	林道
45	蛇抜尾	東白川村五加字蛇抜尾	2	林道
46	烏帽子形	東白川村神土字烏帽子形	1	村道
47	都加太地	東白川村越原字都加太地	3	県道
48	闇	東白川村越原字闇	0	水道施設
49	越原	東白川村越原字中山	16	
50	門洞	東白川村五加字門洞	23	
51	五加	東白川村五加字大切	16	
52	小島	東白川村五加字小島	1	

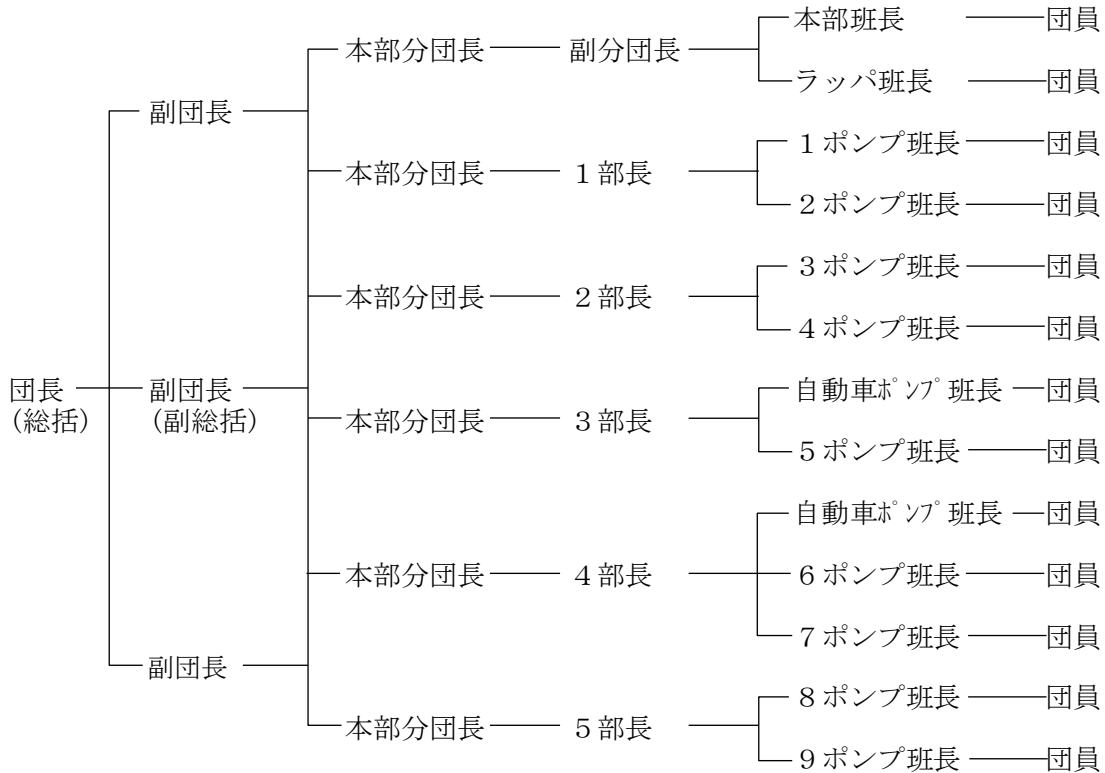
5 災害時相互連携協定等一覧

	協定名	協定の相手方	締結日	概要
1	災害支援協力に関する覚書	東白川郵便局	H9. 6. 24	避難場所・物資集積所等の提供
2	可茂市町村消防団消防相互応援協定	可茂地区市町村間	H11. 4. 30	境界付近における災害対応支援
3	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	岐阜県石油商業組合加茂支部	H14. 11. 29	石油類燃料の優先供給
4	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	(社)岐阜県エネルギーガス協会可茂支部	H14. 11. 29	LPガスの優先供給
5	東白川村災害時応援協力に関する協定	東白川村商工会土木建設業部会	H15. 9. 30	被災者の救出、社会基盤・避難所の応急復旧
6	災害時応援協力に関する協定	可茂地区電気工事協議会	H18. 10. 23	被災者の救出、社会基盤・避難所の応急復旧
7	災害応援協力に関する協定	(社)岐阜県公共嘱託登記士家屋調査士協会	H21. 9. 24	公共施設等の被災状況調査など
8	災害時における相互応援に関する協定	めぐみの農協	H23. 6. 27	物資・資機材の調達、職員の派遣
9	みのかも定住自立圏災害時における相互応援に関する協定	圏域市町村	H26. 1. 28	災害時の市町村間支援、物資の提供、人員の派遣
10	災害時の歯科医療救護に関する協定	(一)加茂歯科医師会	H26. 3. 18	歯科医療救護
11	災害発生時における村と東白川村内郵便局の協力に関する協定	東白川村内郵便局	H29. 2. 22	車両・施設提供等の相互協力
12	可茂地域における災害時相互応援に関する協定	県事務所及び管内全市町村	H29. 3. 27	災害時の市町村間支援、物資の提供、人員の派遣
13	岐阜県広域消防相互応援協定	県内市町村又は消防事務組合	H29. 4. 1	災害時のブロック間支援
14	災害時における応急生活物資の提供等に関する協定	(有)マツオカ	H29. 7. 12	応急生活物資の供給
15	災害時における相互応援に関する協定	長野県信濃町	H29. 10. 10	物資・資機材の提供、職員の派遣
16	非常災害発生時における土地建物等の使用に関する協定	中部電力(株)	H29. 12. 18	電力復旧基地用地の無償貸与

17	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県及び県内全市町村	H30. 3. 26	災害時の地域間支援、物資の提供、人員の派遣
18	災害時における応急対策活動に関する協定	岐阜県瓦葺組合可児・加茂支部	H30. 11. 1	被災住宅の瓦屋根損傷部の応急活動
19	災害時における資機材のレンタルに関する協定	㈱ダイワテック	H30. 11. 21	資機材の提供（ソーラシステムハウス他）
20	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23. 3. 24	リエゾン派遣、情報交換
21	特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電話株式会社岐阜支店	R2. 6. 8	避難所用特設電話回線の設置
22	災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物の除去等に関する協定	中部電力パワーグリッド 東白川村森林組合	R2. 7. 29	道路支障物除去について、直接施行を可能にする
23	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R4. 1. 5	災害時の情報発信
24	災害時における応急生活物資供給に関する協定	生活共同組合コープぎふ	R4. 2. 15	応急生活物資の供給

6 消防団の組織体制等

(1) 消防団組織図



(2) 消防団の組織

(単位：人)

	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
本 部	1	3	9	1		2	7	23
第 1 部					1	2	20	23
第 2 部					1	2	16	19
第 3 部					1	2	16	19
第 4 部					1	3	20	24
第 5 部					1	2	10	13
計	1	3	9	1	5	13	89	121

(3) 消防機械等の保有状況

(単位：カ所、台)

	第1部	第2部	第3部	第4部	第5部
詰 所	1	1	1	1	1
器具置き場（車庫含む）	1	1	1	2	1
普通消防ポンプ自動車	0	0	1	1	0
小型動力ポンプ	2	2	1	2	2
小型動力ポンプ積載車	2	2	1	2	2
中型発電機・投光器	1	1	1	1	1

7 指定緊急避難場所

番号	地区	避難場所名称	所在	収容人数	土砂災害対応	地震災害対応	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒特別区域
1	大口	アゼチ木工所前	神土 85 番地 3	30	○	○		
2	平	役場前駐車場	神土 548 番地	200	○	○		
3	平	中学校校庭	神土 662 番地	500		○	○	
4	平	保健福祉センター駐車場	神土 692 番地 2	30		○	○	
5	平	総合運動場	神土 501 番地	1200	○	○		
6	親田	旧ちびっこ広場	神土 1740 番地 1	50		○	○	○
7	親田	田中屋前交差点	神土 2140 番地 3	30	○	○		
8	親田	上親田集会所前	神土 2117 番地 12	30		○	○	
9	中通	東白川製茶工場前	越原 2654 番地 1	30		○	○	
10	中通	小学校運動場	神土 2686 番地 19	1200	○	○		
11	神付	五葉会館前	神土 3013 番地 1	50	○	○		
12	中谷	中谷集会所前	神土 4438 番地 6	40	○	○		
13	加舎尾	加舎尾クラブ前	神土 4492 番地	40		○	○	
14	西洞	西洞センター前	神土 5131 番地 2	20		○	○	○
15	曲坂	曲坂集会所前	越原 132 番地 5	30		○	○	○
16	日向	越原センター前	越原 500 番地 1	50		○	○	
17	日向	岩野登り口付近	越原 834 番地 11	20	○	○		
18	日向	いのなぎ前交差点	越原 761 番地 3	20	○	○		
19	陰地	旧越原保育園前広場	越原 976 番地 1	300	○	○		
20	陰地	名古屋女子大学舎広場	越原 1121 番地 10	30		○	○	
21	陰地	道の駅茶の里東白川駐車場	越原 1061 番地 3	1000	○	○		
22	栃山	栃山クラブ前	越原 1550 番地 2	30		○	○	
23	黒淵	黒淵クラブ前	越原 1612 番地 6	30	○	○		
24	黒淵	ちびっこ広場	越原 1630 番地 2	30	○	○		
25	黒淵	清水屋前	越原 1758 番地 2	20		○	○	
26	大明神	こまもり会館前	越原 2248 番地 3	30		○	○	
27	大明神	高砂会館前	越原 2157 番地 1	50	○	○		
28	大明神	中田屋前	越原 2472 番地 9	30	○	○		
29	柏本	五加運動場	五加 893 番地 1	1200	○	○		
30	柏本	昭幸園ハウス	五加 741 番地	20	○	○		
31	宮代	五加センター前	五加 1228 番地	30	○	○		
32	大沢	大沢集会所前	五加 1894 番地 3	20		○	○	
33	下野	下野集会所前	五加 2956 番地 1	30		○	○	
34	久須見	久須見集会所前	五加 3432 番地 2	20	○	○		

8 指定避難所

番号	地区	施設名称	所在地	防災無線	面積 (㎡)	収容 人員 (人)	土砂災害対応	地震災害対応	土砂災害警戒区域の指定	土砂災害警戒特別区域の指定
1	神土平	防災センター	神土 755 番地 1	301	379	50		○	有	
2	神土平	東白川中学校	神土 647 番地 4	302	2,690	300		○	有	
3	神土平	みつば保育園	神土 535 番地 1	304	745	50	○	○		
4	神土平	村民センター	神土 548 番地	318	838	100	○	○	有	
5	神土平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	505	849	16	○	○	有	
6	神土平	せせらぎ荘	神土 697 番地 1	315	709	10		○	有	
7	神土平	神土交流サロン	神土 587 番地 5	306	146	30		○	有	
8	神土親田	伝承の館	神土 5933 番地	308	173	30		○	有	
9	神土親田	上親田集会所	神土 2117 番地 6	309	45	30	○	○		
10	神土中通	中通集会所	神土 2900 番地 17	310	45	30	○	○		
11	神土中通	東白川小学校	神土 2686 番地 19	303	3,873	300		○	有	有
12	神土神付	五葉会館	神土 3013 番地 1	307	193	30	○	○		
13	神土中谷	中谷集会所	神土 4438 番地	311	42	30	○	○		
14	神土加舎尾	加舎尾集会所	神土 4493 番地	312	78	30		○	有	
15	神土加舎尾	はなのき会館	神土 606 番地 1	305	1,593	50	○	○		
16	神土加舎尾	はなのき別館	神土 606 番地 1	305	819	120	○	○		
17	神土西洞	西洞センター	神土 5132 番地 4 の 1	313	102	50		○	有	有
18	越原曲坂	曲坂集会所	越原 99 番地 2	321	99	30		○	有	有
19	越原日向	越原センター	越原 500 番地 1	319	384	100	○	○	有	
20	越原陰地	旧越原保育園	越原 976 番地 1	320	106	30	○	○		
21	越原陰地	越原消防コミュニティセンター	越原 972 番地 9	327	123	15	○	○		
22	越原陰地	陰地集会所	越原 1064 番地 3	322	121	30	○	○		
23	越原栃山	栃山クラブ	越原 1547 番地 4	323	80	30		○	有	
24	越原黒渕	黒渕クラブ	越原 1617 番地 5	324	99	50	○	○		
25	越原黒渕	越原上消防コミュニティセンター	越原 1976 番地 2	327	123	15		○	有	
26	越原大明神	こまもり会館	越原 2248 番地 4	325	255	50	○	○	有	
27	越原大明神	高砂会館	越原 2157 番地 1		60	15	○	○		
28	五加柏本	五加交流サロン	五加 897 番地	332	168	30	○	○		
29	五加宮代	五加センター	五加 1228 番地	328	400	100	○	○		
30	五加宮代	五加消防コミュニティセンター	五加 1253 番地 1	327	123	15		○	有	
31	五加大沢	大沢集会所	五加 1894 番地 3	329	60	30		○	有	
32	五加下野	下野集会所	五加 2956 番地 1	330	73	30		○	有	
33	五加久須見	久須見集会所	五加 3432 番地 1	331	45	30		○	有	
		合計				1,880				

9 指定福祉避難所

番号	地区	施設名称	所在地	受入対象者
1	平	保健福祉センター	神土 692 番地 2	村長が定める者

10 要配慮者利用施設一覧

事業所名	区分	事業所住所	電話番号	浸水想定区域 (※水害危険情報図)				土砂 災害 警戒 区域
				白川	佐広 川	曲坂 川	柏本 川	
東白川村国保 診療所	一般診療	東白川村五加 3210	78-2023	○				○
東白川村国保 診療所附属介 護老人保健施 設	介護老人保 健施設	東白川村五加 3210	78-2023	○				○
東白川村母子 健康センター	助産所	東白川村神土 692-2	78-2100	○				○
東白川村デイ サービスセン ター	通所介護	東白川村神土 697-1	78-3750	○				○
みつば保育園	保育所・認定 子供園等	東白川村神土 535-1	78-2108	○				
東白川小学校	小学校（公 立）	東白川村神土 2686-19	78-2024					○
東白川中学校	中学校（公 立）	東白川村神土 647-4	78-2014	○				○
作業所えがお	指定障害者 福祉サービ ス事業者あ （日中活動）	東白川村越原 408-4	78-3266	○		○		○
グループホー ムほのぼの	グループホ ーム	東白川村越原 16-1-1		○				○

※水害危険情報図とは、岐阜県が管理する河川で浸水が想定される区域と浸水深さを示した地図です。

1 1 防災ヘリコプター緊急離着陸場

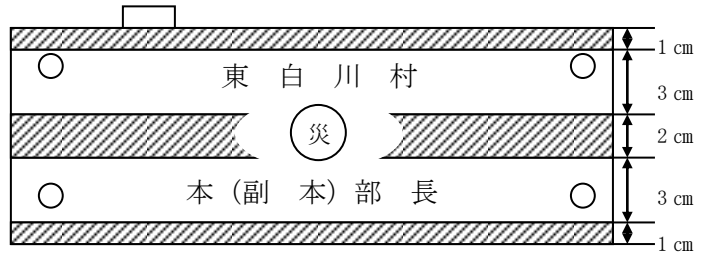
施設名	所在地	地積	座標
東白川総合運動場	東白川村神土 501 番地	88.74×102.64	35° 38' 37.7"N 137° 19' 19.1"E
はなのき会館駐車場	東白川村神土 606 番地	61.88×39.15	35° 38' 44.7"N 137° 19' 13.4"E
東白川小学校校庭	東白川村神土 2686 番地 19	97.19×119.36	35° 39' 24.9"N 137° 20' 20.6"E
東白川中学校校庭	東白川村神土 647 番地 4	116.23×47.41	35° 38' 39.1"N 137° 19' 36.5"E
越原運動場	東白川村越原 947 番地	40.81×62.32	35° 40' 07.2"N 137° 21' 58.4"E
五加運動場	東白川村五加 893 番地 1	40.89×63.98	35° 37' 22.5"N 137° 17' 23.8"E
越原上	東白川村越原 1975 番地 5	59.21×30.41	35° 38' 54.6"N 137° 22' 49.6"E
親田	東白川村神土 2037 番地 1	66.73×33.08	35° 38' 51.6"N 137° 20' 37.1"E
中川原水辺公園	東白川村神土 902 番地 5	66.87×42.27	35° 38' 23.7"N 137° 19' 05.0"E

1 2 腕章等

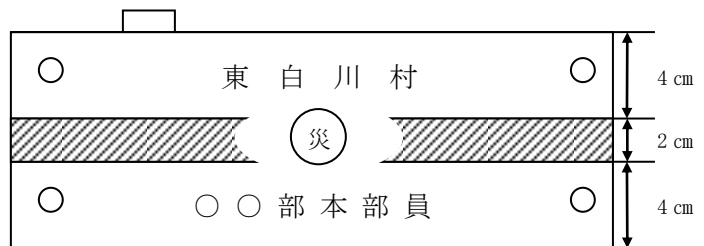
(1) 腕章

災害応急対策の実施又はその事務にあたる者は、右の腕章を着用するものとする。

ア 本部長、副本部長腕章



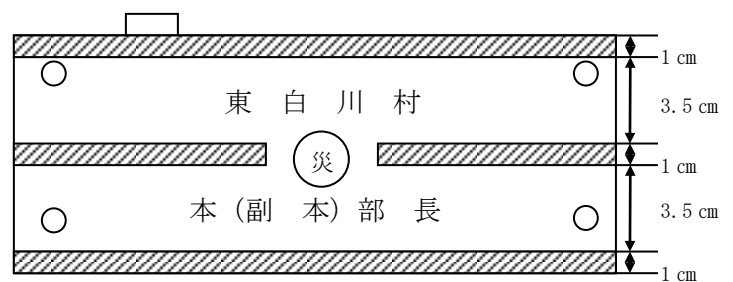
イ 本部員腕章



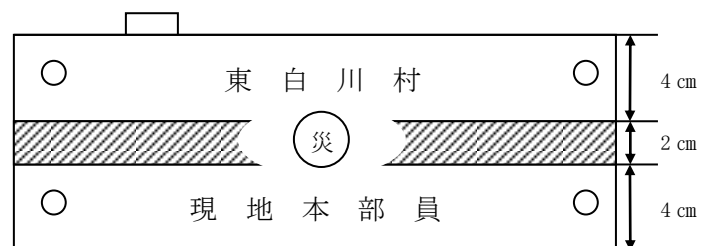
ウ その他職員腕章



エ 現地本部長腕章



オ 現地本部員腕章



(注)1 腕章の大きさは、長さ38cm、巾10cmとする。

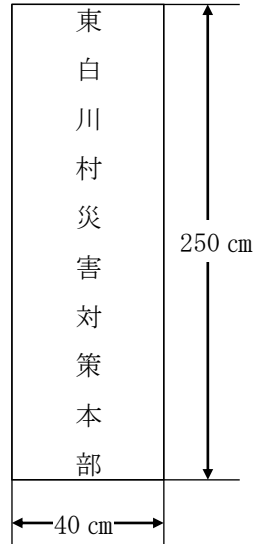
2 地は白色、字は黒色とし、線は村本部では赤色、現地本部ではオレンジ色とする。

3 ホック止めとする。

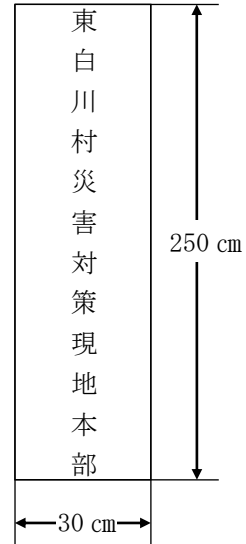
(2) 標 示

村本部及び現地本部を設置した場合は、設置場所の入り口付近に次の標示を行う。

ア 村本部

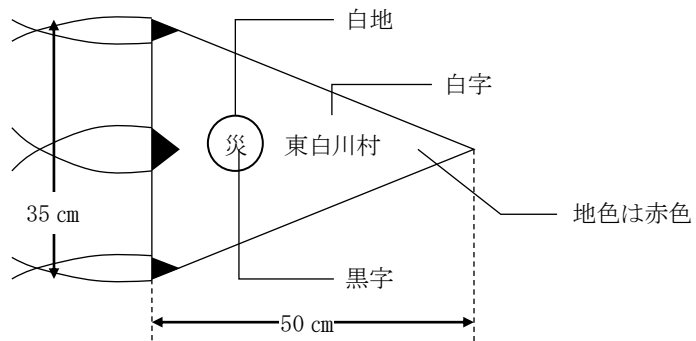


イ 現地本部



(3) 標 旗

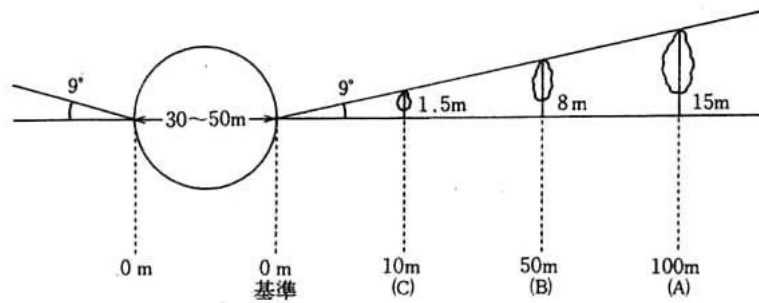
災害応急対策に使用する自動車には、次の標記を付するものとする。



1.3 自衛隊ヘリコプター発着場の基準等

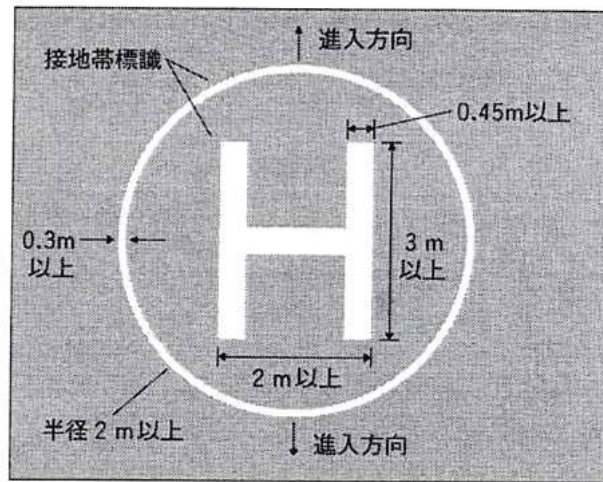
- (1) 派遣要請は、様式1号の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。
- (2) 派遣要請は、事実を確認し他に方法がないときのみ行うこと。
- (3) 発着場選定基準は、地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (4) 発着場選定基準は、四囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば次図のごとく障害物があっても離着陸は可能である。

発着場



- (5) 離着陸場の標示は、次のとおりである。
ア 風向きに対して、石灰等でⓐを書くこと。

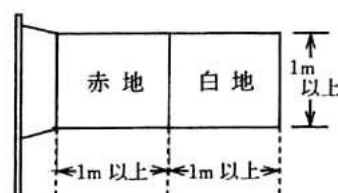
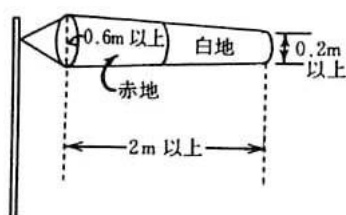
標示図



イ ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したものを）を併用すること。

(吹き流し)

(旗)



1 4 村内の機関と連絡担当班

部 名	班 名	機 関 等 名 称	電 話 番 号
総 務 部	総 務 班	東白川郵便局	78-2242
		美濃越原郵便局	78-2542
		東白川村警察官駐在所	78-2004
		可茂消防事務組合東消防署	72-1641
		可茂消防事務組合東白川分遣所	78-3110
産 業 振 興 部	農 務 班	めぐみの農協東白川支店	78-3131
		めぐみの農協東白川支店 J A スタンド	78-2175
		東白川製茶組合	78-3033
	林 務 班	東白川村森林組合	78-2009
地 域 振 興 部	商 工 振 興 班	東白川村商工会	78-2275
		各建築業者	
	情 報 通 信 班	中部電力加茂営業所	28-3111
		N T T 中濃営業支店	26-9961
建 設 環 境 班	建 設 班	各建設業者	
		可茂衛生施設利用組合	65-4111
	環 境 班	各水道工事業者	
		浄化槽業者	
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 班	保健福祉センター	78-2100
		母子健康センター	78-3027
		せせらぎ荘	78-2392
医 療 部	医 療 班	国保診療所	78-2023
教 育 部	小 学 校 班	東白川小学校	78-2024
	中 学 校 班	東白川中学校	78-2014
	教 育 班	はなのき会館	78-3288
	保 育 園 班 子育て支援班	みつば保育園	78-2108

- (注) 1 掲載の各機関については、必要に応じて連絡するものとする。
 2 掲載されていない機関についても、必要に応じてそれぞれの班が連絡するものとする。

1 5 岐阜県災害救助法施行細則

昭和 35 年 8 月 1 日

規則第 67 号

（総則）

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害状況報告等）

第 2 条 災害に際し、市町村における災害が、令第 1 条第 1 項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第 1 号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第 2 号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

（救助の程度、方法及び期間）

第 3 条 令第 3 条第 1 項の救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定によりがたいときは、内閣総理大臣の同意を得て変更することができる。

（物資の保管命令、収用等の場合の令書）

第 4 条 規則第 1 条第 1 項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第 3 号様式
- (2) 公用変更令書 別記第 4 号様式
- (3) 公用取消令書 別記第 5 号様式

2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第 6 号様式）に登録しなければならない。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第 5 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書の様式は、別記第 7 号様式のとおりとする。

2 規則第 2 条第 3 項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償）

第 6 条 規則第 3 条の損失補償請求書の様式は、別記第 8 号様式のとおりとする。

2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（従事命令の場合の令書）

第 7 条 規則第 4 条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式

は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書 別記第 9 号様式
 - (2) 公用取消令書 別記第 10 号様式
- 2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第 11 号様式）に登録しなければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

（救助に従事できない場合の届出）

第 8 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

（実費弁償の基準）

第 9 条 令第 5 条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第 2 のとおりとする。

（実費弁償費の請求書等）

第 10 条 規則第 5 条に規定する実費弁償請求書及び法第 27 条第 4 項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実費弁償請求書 別記第 12 号様式
- (2) 証票 別記第 13 号様式

（扶助金支給申請書）

第 11 条 規則第 6 条の扶助金支給申請書の様式は、別記第 14 号様式のとおりとする。

- 2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書
- 3 法第 8 条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第 12 条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第 6 条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

（市町村の実施する救助事務）

第 12 条 法第 13 条第 1 項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村長が行うこととする場合において、令第 17 条第 1 項の規定による通知は、別記第 15 号様式によるものとする。

- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

（繰替支弁）

第 13 条 法第 30 条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書（別記第 16 号様式）に災害救助算出内訳書（別記第 17 号様式）を添えて知事に請求するものとする。

附 則 〔略〕

別表第 1（第 3 条関係）

救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所の供与

- (一) 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により避難所とすることができる。
- (三) 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1 人 1 日につき 330 円以内とする。
- (四) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(三) に規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型仮設住宅

- (1) 設置に当たっては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- (2) 1 戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とする。
- (3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね五十以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が五十未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (5) 災害発生の日から 20 日以内に建築に着工するものとする。
- (6) 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。
- (7) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 一戸当たりの規模は世帯の人数に応じて(一)(2)に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。
- (2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。
- (3) 供与期間は、(一)(2)に規定する期間とする。
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 1 炊き出しによる食品の給与
- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日につき1,160円以内とする。
- (四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 2 飲料水の供給
- (一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。
- (二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)により生活上必要な家財を亡失し、又はき損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもって行う。
- (一) 被服、寝具及び身のまわり品
- (二) 日用品
- (三) 炊事用具及び食器
- (四) 光熱材料
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。
- (一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季(4月から9月まで)	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	58,200円	58,200円に5人を超え1人増すごとに7,900円を加算した額
冬季(10月から3月まで)	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に5人を超え1人増すごとに11,400円を加算した額

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏季（4月から 9月まで）	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に5人を 超え1人増すごとに 2,600円を加算 した額
冬季（10月から 3月まで）	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に5人を 超え1人増すごとに 3,600円を加算 した額

(三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 診察

- イ 薬剤又は治療材料の給与
- ロ 処置、手術その他の治療及び施術
- ハ 病院又は診療所への収容

(2) 看護

(四) 医療の給付のため支出する費用は、それぞれ救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあっては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

(五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産の給付

(一) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失った者に対して行う。

(二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三) 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあっては使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合にあっては慣行料金の8割以内の額とする。

(四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から7日以内とする。

5 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不

明の状態にある者を捜索し、救出することによって行う。

- 2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
 - 3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した住宅の応急修理
- 1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - 2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理費用は、1世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
 - 3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。
- 7 生業に必要な資金の貸与
- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
 - 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
 - 3 生業に必要な資金の貸与額は、次に掲げる額以内とする。
 - (1) 生業費 1件につき 30,000円
 - (2) 就職支度費 1件につき 15,000円
 - 4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
 - 5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - (1) 貸与期間 2年以内
 - (2) 利子 無し
- 8 学用品の給与
- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
 - 2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。
 - (1) 教科書
 - (2) 文房具
 - (3) 通学用品
 - 3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (一) 教科書
 - (1) 小学校の児童及び中学校の生徒
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定

- する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等の生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
- (二) 文房具及び通学用品
小学校児童 1人につき 4,500 円以内
中学校生徒 1人につき 4,800 円以内
高等学校等生徒 1人につき 5,200 円以内
- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

- 1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。
- 2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。
- (1) 棺（付属品を含む。）
- (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- (3) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出する費用は、1体につき12歳以上の者は215,000円以内とし、12歳未満の者は172,000円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索及び処理

1 死体の捜索

- (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。
- (2) 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

2 死体の処理

- (1) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。
- (2) 死体の処理は、次の事項について行う。
- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案
- (3) 検案は、原則として救護班が行う。
- (4) 死体の処理のため支出する費用は、次の各号に掲げるところによる。
- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等
一体につき3,500円以内
- (2) 死体の一時保存
イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の利用料、既存建物を利用しない場合にあつては1体につき5,400円以内
ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費
- (3) 救護班以外の者の検案
当該地域の慣行料金の額以内
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
 - 2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一の市町村内において行つた障害物の除去に要した費用の1世帯当たり137,900円以内とする。ただし、同一住家に2以上の世帯が居住している場合における費用は、1世帯当たりの限度額の範囲内とする。
 - 3 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 12 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (一) 被災者の避難に係る支援
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかった者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の搜索
 - (六) 死体の処理（埋葬を除く。）
 - (七) 救済用物資の整理配分
 - 2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第2（第9条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第4条第1号から第4号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を8で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）第17第1項に規定する勤務一時間当たりの給与額とみなして給与条例第14条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第10条第5号から第10号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその100分の3に相当する額を加算した額以内の額		

1 6 救助別報告事項

報告事項		報告様式（県計画による）				その 都度 報告	日報	期間指定 報告
		項	節	様式 No.	様式名称			
被害	概況報告	6	2	1の 1	住家等一般被害状 況等報告書	○		
	中間報告					○		
	確定報告							○2日以内
避難 設置 場所	開設報告	—	—	—	—	○		
	収容状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	閉鎖報告	—	—	—	—	○		
仮設住宅 設置	住宅対策報告	8	5	1	住宅総合災害対策 報告書			○5日以内
	入居該当世帯報告	8	5	2	応急仮設住宅入居 該当世帯調			○5日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	入居報告	—	—	—	—	○		
炊出状況報告		8	—	4	救助日報		○	
飲料水供給状況報告		8	—	4	救助日報		○	
被服寝 具生活 必需品 給与	世帯構成員別被害報告	8	4	1	世帯構成員別被害 状況			○2日以内
	支給状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	支給完了報告	—	—	—	—	○		
医療 助産	医療班出動要請	—	—	—	—	○		
	医療班出動報告	8	6	2	医療班出動編成表	○		
	医療助産実施状況報告	8	—	4	救助日報		○	
り災者救出状況報告		8	—	4	救助日報		○	
住宅 応急 修理	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報 告書)			○5日以内
	住宅応急修理該当世帯報告	8	5	4	住宅応急処理該当 世帯調			○5日以内
	着工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
	竣工報告（市町村委託分）	8	—	4	救助日報		○	
被災教科書報告		8	8	2	被災教科書報告書			○5日以内
学用品 支給	学用品支給状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	学用品支給完了報告	—	—	—	—	○		
埋葬救助状況報告		8	—	4	救助日報		○	
死体搜索状況報告		8	—	4	救助日報		○	
死体処理状況報告		8	—	4	救助日報		○	

報告事項		報告様式				その都度報告	日報	期間指定報告
		項	節	様式 No.	様式名称			
障害物除去	住宅対策報告	8	5	1	(住宅総合災害対策報告書)			○5日以内
	障害物除去該当世帯報告	8	5	6	障害物除去該当世帯調			○5日以内
	障害物除去状況報告	8	—	4	救助日報		○	
	障害物除去完了報告	—	—	—	—	○		
輸送、人夫雇上状況報告		8	—	4	救助日報		○	
救助期間、程度、方法、特例申請		—	—	—	—	(程度、方法) ○		(期間特例) 各救助実施期間中

(注) 1. 詳細内容は、各救助計画の定めるところによるものとする。

2. 項、節、様式は、県計画を示す。

1 7 応急仮設住宅建設可能用地

番号	名 称	所在地	面積(m ²)	備 考
1	東白川中学校運動場	神土 647 番地 4	9,849	
2	東白川小学校運動場	神土 2686 番地 19	11,520	
3	東白川総合運動場	神土 501 番地	10,550	
4	越原運動場	越原 947 番地	3,917	
5	五加運動場	五加 893 番地 1	3,878	
6	みつば保育園 園庭	神土 535 番地 1	2,067	

1 8 一時集積配分拠点

施 設 名	所 在 地	地積	電話	施設管理団体名
はなのき会館	神土 606 番地	5,740 m ²	78-3288	東白川村

1 9 災害時廃棄物仮置場

施 設 名	所 在 地	地積	地目	施設管理団体名
久須見残土処理場	五加 3356 番地	5,000 m ²	山林	東白川村

2 0 大規模災害時の死体一時安置所

施 設 名	所 在 地	面積(m ²)	地目	地目	施設管理団体名
越原倉庫（旧越原茶工場）	越原 505 番地 1	613.01	山林	宅地	東白川村

〈消防防災段階別活動編〉

[目 次]

1. 林野火災活動	38
2. 建物火災活動	41
3-1. 集中豪雨、異常気象災害活動	44
3-2. 台風災害活動	46
4. 地震災害活動	50
5. 航空機事故災害活動	54
6. 大交通事故災害活動	56
7. 化学物質流出事故災害活動	58

■本消防防災段階別活動編は、集中豪雨、大規模火災、地震、航空機墜落、自動車（バス、危険物積載車等）の転落・横転、化学物質流出等、いつ発生するか予測できない災害に対処するため、各種災害の段階別に、活動体制、人員配置、必要準備品及び具体的な活動計画を整理したものである。

1. 林野火災活動

(1) 人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1～ レベル3	本 部 役 員 団 員	各モニター消防センター	可搬ポンプ一式、ジェットシューター、鉋、鋸、鳶口、チェーンソー、スコップ、鋤簾、現場指揮本部旗、装備（携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴等）
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	本 部 役 員	現 場 指 揮 本 部	その他（本部団員）
	全 団 員	各モニター消防センター	投光器、発電機
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員	現 場 指 揮 本 部	その他（本部団員）
	全 団 員 応援要請人員	各モニター消防センター	ロープ、携帯無線機

注) レベル4及びレベル5、その他の必要物品は現場指揮本部

② 本部員、職員、本部班団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1～ レベル3	総務課職員 (担当職員)	役 場 庁 舎	森林基本図、管内図、色鉛筆、マジック、定規、出動状況調書
	本 部 員 本 部 団 員	役 場 防 災 倉 庫	現場指揮本部旗、スコップ、チェーンソー、鋸、鉋、ロープ、テーブル、椅子、給水袋、バリケード
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	総務課職員 本 部 員 本 部 団 員	役 場 防 災 倉 庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリタンク
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	総務課職員 全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	役 場 防 災 倉 庫	毛布、日常生活用品、備蓄食糧、紙コップ、皿（避難所へ）懐中電気、リヤカー、ロープ
		役 場 庁 舎	村管内図、色鉛筆、定規、マジック、腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、腕章

(2) 段階別活動計画 [林野火災]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
基本方針	林野火災は、建物火災とは異なり、交通、水利の便が悪く、また、発見通報が遅れがちで気象条件により火災が急速に延焼拡大するおそれ大きく、それに伴い消防活動範囲も広がるため、少しでも被害の軽減を図るものとする。	林野火災は多種多様であるためその都度防御活動に変動があるが、原則として次に掲げる防御体制をとる。	林野火災は多種多様でありその都度防御活動も変動があるため、原則として次に掲げる体制をとる。	林野火災は多種多様であり気象条件等その都度防御活動も変動があるため、原則として次に掲げる体制をとる。	林野火災は、気象条件により火災が急速に延焼拡大する恐れがあるので、少しでも被害の軽減を図ることを目的として次に掲げる体制をとる。
第1段階 (レベル1)	山林、原野火災は発生時、火災現場が神土方面の場合は第2部及び第3部、越原方面の場合は第4部及び第5部、五加方面の場合は第1部及び第3部が出動し、現着したら、団長、副団長は現場の状況判断を直ちに行い、直ちに現場本部を設置しジェットシューター部隊を結成し火災の鎮圧にあたるよう指示する。 現場の状況判断ができた段階で、役員は行政係職員と共に最悪の事態（被害想定、延焼想定）を予測した図面を作製し人員配置、消火作戦を考える。	山林、原野火災は発生時、火災現場が神土方面の場合は第2部及び第3部、越原方面の場合は第4部及び第5部が出動し、現着したら現場指揮本部、副団長に人員報告をし、指示を仰ぐ。 現場指揮は分団長があたり、現着後は直ちに状況を報告する。 ＜地表火災＞ ①有効水利が有る場合 出動部隊全てを水利部署とし単一車隊形による包囲もしくは挟撃注水を主戦力とし、火勢制御に従事する。 ②有効水利が無い場合 水槽付車両を出来る限り延焼拡大直前に配備し、簡易散水機（ジェットシューター）による消火を主戦力とし火叩き、土かけ消火を併用する。 ＜樹幹火災＞ ①有効水利が有る場合 中継隊形をとり出動部隊は注水を主力とし消火活動を行い、状況に応じ防火線を構築する。 ②有効水利が無い場合 林野の地形、風向き、風速等考慮し場に適した方法で防火線を構築する。	本部団員は山林、原野火災発生に伴い2人以上で出動し、消防所のタンク車に給水する。 給水後は係員2名を残し、2班に分かれ、1班は現場指揮本部の準備、机、現場本部旗、椅子、ハンドマイクを副団長の指示を受け設置する。 2班は、防災備蓄倉庫から、チェーンソー、鋸、鉋、スコップ、ロープ等現場指揮本部に搬入する。 協議決定事項を総務課長より伝達を受けた行政係職員は速やかに準備し体制を整える ＜必要資機材の供給＞ 長時間の消火活動となった場合、出動部隊の水分補給、食料、その他必要資機材、ポンプ及びチェーンソーの燃料を調達する。	村長、副村長、総務課長、行政係職員で対処するものとし、状況に応じその都度、三役の協議により決定する。 総務課長は決定事項を消防団長に伝達するよう行政係職員に指示する。	火災の鎮圧には消防団及び可茂消防事務組合が当たるが、気象条件、水利状況等により速やかに消火作業ができにくく、延焼拡大の危険性があることから、自分達の地域は自分達で守るという姿勢の基、協力体制をとる地域住民及び事業所職員は必ず現場本部に対し人員報告をした後、消防団の指示を仰ぎ従事するものとする。
第2段階 (レベル2)	現場の状況、風向き、時間等考慮し、団長が延焼拡大の危険があると判断したときは、現在現場にいる部隊以外の部隊を出動させたのち、現場にいる部隊を本部に集合させ、状況報告をさせた後、出動させた部隊を現場に向かわせ、現場に従事していた部隊を休憩させる。 火災現場にいた本部役員は現場本部へ火災状況を詳細に報告し、報告を受けた現場本部は、図面にプロットし気象状況等勘案のうえ、現場に向かう隊に指示を出す。			同 上	同 上
第3段階 (レベル3)	異常気象等により、火災が延焼拡大していると判断した場合は、全団員で火災の鎮圧にあたるため、待機部に対し出動要請をする。 ジェットシューター部隊、伐採部隊を現場に配備し火災の鎮圧に従事させると共に、岐阜県防災ヘリコプターを要請した場合、現場指揮者は要請した旨を本部役員に伝達し、同時に火災現場が神土地内の場合は、中学校校庭に仮設水槽を設置し、白川から給水する部隊を結成し現場に向かわせる。火災現場が越原地内の	＜飛火警戒＞ 火災の状況により、飛火警戒部隊を結成し風下を主点とし警戒にあたる。 ＜防災ヘリコプター要請の場合＞ ①神土地区の場合 中学校校庭に水槽を設置、白川を水利とし、ポンプ2台ホース10本で中継し、仮設水槽は中央に設置する。 ②越原地区の場合 越原運動場に水槽を設置、大明神川を水利とし、ポンプ2台、ホース6本で中継し、仮設水槽は中央に設置する。	＜防災ヘリコプター要請の場合＞ 神土地区の場合 中学校校庭に仮設水槽を設置し、白川を水利とし、県道下呂～白川線の交通整理に従事する。 越原地区の場合 越原運動場に仮設水槽を設置し大明神川を水利とし、県道越原～付知線の交通整理に従事する。 五加地区の場合 五加運動場に仮設水槽を設置し白川を水利とし、村道の交通整理に従事する。	飛火警戒、延焼拡大の恐れが生じた場合、村長、副村長、総務課長により、本部員参集の協議をする 参集した場合、本部員は情報収集、及び伝達業務に従事し、現場指揮本部との連絡を密にし、気象条件（風速、風向き等）を勘案し被害図及び被害想定図を作成するものとする。 尚、民家等に被害が及ぶ恐れがある場合は速やかに現場指揮本部に連絡するものとし、地域住民に対し情報伝達を行い状況に応じ、CATV告知端末を使用し	第3段階に移行した場合は、岐阜県防災ヘリコプターを要請するため地域住民及び事業所職員は速やかに消火作業を中止し、現場を離れ必ず現場指揮本部へ戻り人員報告する。

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
	<p>場合は、越原運動場に仮設水槽を設置させ、大明神川から給水を行う部隊を結成し現場に向かわせる。火災現場が五加地内の場合は、五加運動場に仮設水槽を設置させ、白川から給水する部隊を結成し現場に向かわせる。</p> <p>防災ヘリが現着しバケツに給水する前にプロットした図面により空中消火位置を図示し、現場指揮にあたったものが搭乗し現場からの携帯無線情報等加味し散水位置を指示する。</p>	<p>③五加地区の場合 五加運動場に水槽を設置、白川を水利とし、ポンプ車2台、ホース10本で中継し、仮設水槽は中央に設置する。</p> <p>防災ヘリが、現着した場合、火災現場から速やかに離れ、散水に支障の無いようにし、防災ヘリが接近したら、搭乗している現場指揮者に対し無線により位置を示す。</p>		注意を呼びかける。	
第4段階 (レベル4) (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	<p>異常気象の影響により、さらに延焼拡大して緊急事態と判断したときは、団長は災害対策本部に対し消防相互応援協定に基づき隣接町村消防団の応援要請の協議を行うものとする。</p> <p>応援要請した場合、指揮は団長があたり村入り口に班長以上で現場に詳しい団員を待機させるよう指示を出す。</p> <p>被害が予測される地区へはその地区担当消防団を警戒にあたらせ、住民に情報を伝達するよう指示する。</p>	<p>緊急事態となり、消防相互応援協定に基づき災害対策本部より隣接町村に応援要請をかけた場合は、現場指揮本部の指示により、村内入り口に案内団員を配置する。</p> <p>被害が予測される地区に対し、現場指揮本部より指示があった場合は担当地区班を警戒にあたらせる。</p> <p>被害が予測される場合は部長が現場指揮本部と協議をするものとする。</p>	<p>緊急事態となり災害対策本部の設置指示があった場合、行政係職員は、現場により本村に設置する。</p> <p>設置した場合は被害情報集約システムに入力する。</p> <p>消防相互応援協定に基づき対策本部より隣接町村に応援要請をかけた場合は、要請先の町村に電子メール、ファックス、電話により位置関係と、村入り口に案内団員が待っている旨を伝達し、人数の確認と概ね到着時間を確認する。</p>	<p>村長、副村長、総務課長は協議し、第4段階に移行した時点で緊急事態とし災害対策本部を、本庁に設置し、本部員は現場指揮本部との連絡調整にあたり、住民からの電話等の対応を行うものとする。</p> <p>またCATV告知端末の放送を行うものとする。</p>	<p>気象条件等により、さらに急速に延焼拡大の危険があり緊急事態と判断した場合は、地域住民及び事業所職員は火災現場に近づかず避難体制をとり、万一、飛火等により地域民家に影響を及ぼす場合は初期消火に心がけこれを防御するものとする。</p> <p>なお、飛火による火災が発生した場合は、速やかに地区の警備を行っている消防団に伝えるものとする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	<p>異常気象や様々な原因により延焼の拡大が生じ非常事態と判断した場合、団長は、災害対策本部長に申し出て速やかに地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請をかけるものとし、被害が予測される地区は予めその担当の部に避難所へ避難誘導を指示する。</p>	<p>異常気象や様々な原因により延焼の拡大が生じ非常事態と判断した場合、現場指揮本部から災害対策本部長に申し出て速やかに地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請をかけるものとし、被害が予測される地区は本部の指示により担当の部は避難所へ避難誘導を行うものとする。</p>	<p>第5段階に移行した時点で非常事態とし、地域防災計画第3章第3項により自衛隊派遣要請を行うが、応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとるため、速やかに火災現場図面及び自衛隊野営箇所図面、火災現場が神土方面の場合は、総合運動場、越原方面の場合は越原運動場、五加方面の場合は五加運動場をプロットし現場指揮本部へ2部持参する。</p> <p>行政係職員は避難所から避難住民リストの報告を受け被害情報集約システムに入力・送信する。</p>	<p>第5段階に移行した時点で非常事態とし、職員の招集、動員体制については、現場の状況、気象条件等考慮し災害対策本部長、副村長、総務課長の協議によるものとする。</p> <p>延焼状況により、風下地区の住民避難（避難誘導は担当地区消防団が行う）が発生した場合は、班長の指示により速やかに避難所の設営業務に従事し、避難所必需品は各最寄りの防災備蓄倉庫から調達する。</p> <p>避難所の設営に従事している職員は避難した住民リストを報告する。</p>	<p>異常気象や様々な原因により延焼が拡大し非常事態と判断した場合は、地域住民及び事業所職員は避難体制をとり、避難指示が発令された場合、当該地区住民は速やかに指示に従い、消防団に避難誘導されるものとする。</p>

2. 建物火災活動

(1) 人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1～ レベル3	本 部 役 員 全 団 員	各コミュニティ消防センター	可搬ポンプ一式、鳶口、鋸、チェーンカッター、チェーンソー、スコップ、鋤簾、現場指揮本部旗、装備（携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴等）
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	本 部 役 員	現 場 指 揮 本 部	その他（本部団員）
	全 団 員	各コミュニティ消防センター	発電機、投光器
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員	現 場 指 揮 本 部	その他（本部団員）
	全 団 員 応援要請人員	各コミュニティ消防センター	ロープ、携帯無線機

注) レベル4及びレベル5、その他の必要物品は現場指揮本部

② 本部員、職員、本部団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1～ レベル3	総務課職員 (担当職員)	役 場 庁 舎	出勤状況調書、看板、紙、鋏、マジック、テープ、テーブル
	本 部 員 本 部 団 員	役 場 防 災 倉 庫	現場指揮本部旗、ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリンタンク、バリケード
レベル4 (緊急事態) (本部設置) (空中消火)	総務課職員 本 部 員 本 部 団 員	総 合 運 動 場	仮設水槽（研修館）
		役 場 防 災 倉 庫	チェーンソー、鉋、鋸、ビニールシート
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	総務課職員 全 職 員 本 部 員 本 部 団 員 応援要請人員	役 場 防 災 倉 庫	毛布、寝袋、日常生活用品、備蓄食糧、紙コップ、皿（避難所へ）、リヤカー、ロープ、懐中電気
		役 場 庁 舎	村管内図、色鉛筆、定規、マジック、腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、腕章

(2) 段階別活動計画 [建物火災]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
基本方針	建物火災は、早期に火災の鎮圧を心がけ火災から、住民の生命、身体、財産を守りもって被害の軽減、大火の防止に努める。	建物火災は早期の鎮圧、延焼及び類焼の防御を心がけ、住民の生命、身体、財産を守るため、原則として次に掲げる防御体制をとる。	建物火災は早期の火災鎮圧を心がけ、被害の軽減と大火の防止に努め、住民の生命、身体及び財産を守るため次に掲げる体制をとる。	建物火災による被害の軽減と大火の防止に努め、住民の生命、身体及び財産を守るため次に掲げる体制をとる。	火災防除に対する意識の向上とともに、初期消火活動、防災機関への通報、避難、気象条件等について習熟しておくものとする。
第1段階 (レベル1)	<p>建物火災は早期消火が基本であり、火災発生時の出動体制は全部が出動し、消火作業に当たるが、その活動体制は現着順に、タンク車に中継、次に現着した隊が一番近い水利（消火栓、防火水槽）、次に現着した隊は既に消火栓、防火水槽が使用されていたら一番近い河川、谷を水利とし火災の鎮圧に従事するよう指示する。</p> <p>団長、副団長は現着後、現場指揮本部において現場を確認後速やかに状況判断を行い、気象状況等勘案し延焼防止を考慮した人員配置と消火作業を指示する。</p>	<p>各部長は火災現場近くの有効水利を確認し、現場到着順に最も近い水利から火元に対し、風上から単一車隊形をとらせ包囲注水を主戦力とし火勢制御に当たるよう指示し、人員報告並びに指示状況を現場指揮本部に報告し、その後到着した隊には付近に延焼又は類焼しないよう、警備及び防御の体制をとるよう指示を出す。</p> <p>団員は、コミュニティー消防センターに2名以上集まった段階で出動し、現場指揮本部が出来ていない場合は、最も近い水利から至急消火活動に従事する。</p> <p>現場指揮本部が設置されている場合は、人員報告し指示を仰ぐ。</p>	<p>建物火災が発生した場合、本部団員は2名以上揃った段階で現場に向かい、現場の状況及び消防団の出動状況により、現場が県道付近の場合は、伝達員を現場に残し交通整理に従事する。</p> <p>なお、行政係職員は、風上の最適な場所に現場指揮本部を至急設置する。 (現場指揮本部旗は役場内の防災室にある。)</p> <p>本部班準備品 交通整理用ライト、カラーコーン</p>	<p>村長、副村長、総務課長、行政係職員で対処するものとし、状況に応じその都度、三役の協議により決定し総務課長は決定事項を行政係職員に伝達する。</p> <p>準備ができ次第現場に向かう。</p>	<p>火災の鎮圧には消防団及び可茂消防事務組合が当たるが、自分達の地域は自分達で守るという姿勢のもと、協力体制をとる地域住民及び事業所職員は必ず現場本部に対し人員報告をした後、消防団の指示を仰ぎ初期消火及び、火災の防御等に従事するものとする。</p>
第2段階 (レベル2)	<p>気象条件等により延焼拡大の恐れがあると団長が判断した場合は、隣接する建物に対し人員配置を行い、延焼拡大を防御するものとする。</p> <p>建物火災は、人命に関わる危険性があるので、消火部隊の他、救助部隊を結成し現場周辺の検索、警備に従事させる。</p> <p>行方不明者がいるとの情報が入った場合は、先導注水部隊及びトビ部隊を結成させ検索に従事させる。</p>	<p>隣接住宅への延焼を防御するため、防御部隊により隣接建物に対し挾撃注水を行い火勢から防御する。</p> <p>また、付近の林野への類焼を警戒するため、警戒部隊により火元より風下に対し扇隊形をとり散水により防御する。</p> <p>長時間の消火活動や夜を徹するような場合、出動部隊の燃料、食料その他資機材は部長を通じ速やかに現場指揮本部に要請するものとする。</p> <p>行方不明者がいるとの情報が入った場合は、現場本部に報告後指示を仰ぎ、先導注水部隊及びトビ部隊を結成し検索に従事する。</p>	<p>火災の状況に応じ、風下を主点として飛火警戒にあたるため、岐阜県総合防災ポータル等を利用し現在の気象状況、今後の予報等を把握し現場本部に報告する。</p> <p>本部団員は長時間の消火活動によるポンプの燃料、必要資機材、団員の飲料水及び食料は指示があり次第調達し、現場本部へ持参する。</p> <p>なお、作業が夜間におよぶ場合は、本庁の防災倉庫より発電機、投光器を現場指揮本部へ運ぶ。</p>	同 上	同 上
第3段階 (レベル3)	<p>気象条件、現場の状況により、火災発生現場周辺の林野に延焼拡大、若しくは隣接する建物が延焼、方々で類焼が発生した場合は、団長は速やかに体制を整備し、総力をあげて火災の鎮圧及び防御するよう指示すると共に、村長と管内消防相互応援協定に基づく応援要請の協議を行い要請するものとする。</p> <p>なお、現場本部の指揮は副団長が行い、</p>	<p>現場指揮本部より、他町村に対し消防相互応援協定に基づき要請がかけられた場合は、村内入り口要所に迎えの団員（担当地区班長以上）を配備し、現場本部までの案内及び現場の案内をするように指示を出す。</p> <p>指示を受けた団員は、速やかに村内入り口に向かい火災の状況や、延焼及び類焼、部隊の位置関係を的確に把握し、各</p>	<p>行政係職員は消防相互応援協定により管内町村に応援要請の指示があった場合、火災状況、位置関係を応援先の町村に、電子メール、ファックス、電話等で伝えとともに村内入り口に案内団員が待っている旨を伝達し、応援人数及び概ね到着時間を確認し、速やかに現場指揮本部に報告する。</p> <p>本部班団員は移動型の防災行政無線機</p>	<p>団長より消防相互応援協定に基づく管内町村消防団の応援要請の協議があった場合、村長、副村長、総務課長は至急協議し、応援要請を決定した場合は速やかに行政係職員に指示を出す。</p> <p>状況により、村長、副村長、総務課長は本部員及び総務課職員招集の協議し、決定した場合は行政係職員に指示を出す。</p>	<p>第3段階に移行し、消防相互応援協定に基づき隣接町村に対し応援要請をした場合は、他町村の消防団が現場に到着次第、地域住民及び事業所職員は速やかに初期消火作業等を中止し、現場を離れ必ず現場本部へ人員報告した後、飛火、類焼の監視体制をとる。</p>

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
	<p>団長は対策本部員として、現場指揮に従事していない副団長及び行政係職員と被害想定、延焼拡大範囲等、最悪の事態を予測した図面を作製し、人員配置、消火作戦を考える。</p>	<p>部隊の連携を保つため個々の連絡はせず、現場本部発信現場応答型に統一し効果的使用を図る。</p>	<p>を現場指揮本部まで持参すると共に、必要物品等依頼があった場合は速やかに調達し現場指揮本部へ持参する。</p>	<p>招集された本部員職員は情報収集業務に従事し、現場指揮本部との連絡調整にあたる。</p> <p>総務課職員は電話の対応及び必要に応じCATV告知端末及び防災行政無線の放送をする。</p>	
<p>第4段階 (レベル4) (緊急事態) (本部設置) (空中消火)</p>	<p>建物火災延焼拡大、林野火災延焼拡大、方々に類焼が見られ、団長が緊急事態と判断したときは、速やかに地域住民の避難誘導をする部隊と、建物火災の鎮圧部隊、延焼拡大を防御する部隊に体制を整え任務を指示する。</p> <p>林野の延焼を鎮圧及び防御するため、団長は速やかに岐阜県防災ヘリコプターの要請を本部長に対し行い、要請した旨を現場本部に伝達し、火災現場が神土の場合は中学校校庭に、火災現場が越原の場合は越原運動場に、火災現場が五加の場合は五加運動場にそれぞれ仮設水槽を設置する部隊と中継により給水する部隊を結成させ任務遂行するよう指示をするものとする。</p>	<p>方々に類焼、延焼し緊急事態に発展した場合は、現場指揮本部が空中消火作業を行うため岐阜県防災ヘリコプターを要請した場合、要請と同時に、火災現場が神土方面の場合は、中学校校庭に仮設水槽を設置し白川から給水するが、設置及び給水部隊は第3部若しくは第2部がその任務にあたる。</p> <p>なお、火災現場が越原方面の場合は、越原運動場に仮設水槽を設置し大明神川から給水、第4部、第5部がその任務にあたる。</p> <p>なお、火災現場が五加方面の場合は、五加運動場に仮設水槽を設置し白川から給水、第1部、第3部がその任務にあたる。</p>	<p>方々に類焼、延焼し緊急事態に発展し、現場指揮本部が空中消火作業を行うため岐阜県防災ヘリコプター要請の指示を受けた場合、要請と同時に、本部班団員は火災現場が神土方面の場合は、消防団員が中学校校庭に仮設水槽を設置し白川から給水するため、国道の交通整理に従事し、火災現場が越原方面の場合は、越原運動場に仮設水槽を設置し大明神川から給水するため、県道越原～付知線の交通整理に従事し、火災現場が五加方面の場合は、五加運動場に仮設水槽を設置し白川から給水するため、主要地方道恵那蛭川～東白川線の交通整理に従事する。</p> <p>行政係職員は可茂消防事務組合を通じ岐阜県防災ヘリコプターの要請をする。</p>	<p>第4段階に移行した時点で緊急事態とし災害対策本部を設置する、役場に本部員が詰め、現場本部との連絡調整にあたり、住民からの電話等の対応を行うものとする。</p> <p>団長から岐阜県防災ヘリコプターの要請があった場合、村長、副村長、総務課長は岐阜県防災ヘリコプター要請の協議を行い、要請を決定した場合は速やかに行政係職員に指示し、現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>気象条件等により、さらに急速に延焼拡大の危険があり緊急事態と判断した場合は、災害対策本部が岐阜県防災ヘリコプターを要請するため、地域住民及び事業所職員は火災現場に近づかず避難体制をとり、万一、飛火等により地域民家に影響を及ぼす場合は初期消火に心がけこれを防御するものとする。</p> <p>なお、飛火による火災が発生した場合は、速やかに地区の警備を行っている消防団に伝えるものとする。</p>
<p>第5段階 (レベル5) (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)</p>	<p>地区が異常気象等により壊滅の恐れがある非常事態と団長が判断したときは、災害対策本部と協議し、被害が想定される全ての地区住民を避難させる指示を関係の部に出すと共に、本部長に対し自衛隊の派遣要請協議をする。</p> <p>現場指揮者は自衛隊に応援要請をした旨を各部長に伝達し、風下地域周辺住民の避難誘導部隊と防御部隊に体制を整え速やかに任務を遂行するよう指示を出す。</p> <p>団長は現場指揮に従事していた副団長より現場状況を詳細に確認し、被害想定図面を行政係職員に作製させる。</p> <p>自衛隊が到着した時点で、自衛隊指揮者と本部長、団長は本部員と共に図面を提示し防御作戦会議を開き、役割を分担し現場本部より指示を出す。</p>	<p>非常事態に発展し、地区壊滅状態に発展する恐れが生じた場合、災害対策本部協議により、地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請を行うが、応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとり、指示があった部は直ちに関係地区全ての住民の避難誘導に従事する。</p> <p>避難誘導には担当地区団員が任務にあたる。</p> <p>避難誘導にロープ、リヤカー等必要な場合は速やかに現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>非常事態に発展し、地区壊滅状態に発展する恐れが生じた場合、災害対策本部協議により指示があった場合、行政係職員は直ちに、地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請を行う。</p> <p>応援部隊及び現場にいる全ての部隊は防御体制をとるため、本部団員は速やかに火災現場図面及び野営箇所図面、火災現場が神土方面の場合は中学校校庭、越原方面の場合は越原運動場、五加方面の場合は五加運動場をプロットし現場指揮本部へ持参する。</p> <p>避難住民リストの報告を受けた行政係職員は被害情報集約システムに入力・送信する。</p> <p>本部班団員は現場指揮本部から必要物品の依頼があった場合、本庁の防災倉庫より調達する。</p>	<p>非常事態に発展した時、又は団長から自衛隊派遣要請依頼があった場合、災害対策本部は協議し、要請決定した場合は直ちに、地域防災計画第3章第3項に基づき自衛隊派遣要請を行う指示を行政係職員に出す。</p> <p>職員の招集、動員体制についても、現場の状況、気象条件等考慮し災害対策本部の協議によるものとし、協議決定事項を速やかに総務課職員及び班長に伝達する。</p> <p>延焼状況により、風下地区の住民避難（避難誘導は担当地区消防団が行う）が行われる場合は、班長の指示により速やかに避難所の設営業務に従事し、避難所必需品は各最寄りの防災備蓄倉庫から調達する指示を出す。</p> <p>なお、避難所設営した班は避難した住民リストを作成し報告する。</p>	<p>異常気象や様々な原因により延焼が拡大し非常事態と災害対策本部が判断した場合は、地域住民及び事業所職員は現場から避難し、避難指示が発令された場合、当該地区住民は速やかに指示に従い、消防団に避難誘導されるものとする。</p>

3-1. 集中豪雨、異常気象災害活動

(1) 人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注 意 報)	本 部 役 員 (連絡体制)	自 宅	役員装備（携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル2 (警 報)	本 部 役 員 団 員 (自宅待機)	自 宅	団員装備（作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル3 (警戒本部)	本 部 役 員 (対策本部)	災 害 対 策 本 部	現場指揮本部旗、その他（本部団員）
	団 員 (各部で待機)	各コミュニティ消防センター	スコップ、鋤簾、箕、土嚢袋、ロープ、砂、杭、、投光器、発電機
レベル4 (緊急事態) (本部設置)	本 部 役 員	災 害 対 策 本 部	その他（本部団員）
	団 員	各コミュニティ消防センター	ブルーシート、テント
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本 部 役 員	災 害 対 策 本 部	その他（本部団員）
	団 員 応援要請人員	各コミュニティ消防センター	ロープ

注) レベル3からレベル5、その他の必要物品は災害対策本部

② 本部員、職員、本部団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意報)	総務課職員 (担当職員)	役場庁舎	岐阜県総合防災ポータル及び気象監視システムにより、今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル2 (警報)	本部員 総務課職員 (担当職員)	役場庁舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、公用車
		役場防災倉庫	土嚢袋、角スコップ、丸スコップ、ブルーシート、鉋、鋸、掛矢、鋤簾、箕
レベル3 (警戒本部)	本部員 総務課職員 本部団員	役場庁舎	腕章、災害対策本部旗、災害対策本部看板、公用車
		役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリンタンク、懐中電灯、チェーンソー
レベル4 (緊急事態) (本部設置)	本部員 全職員 本部団員	役場庁舎	応援要請書（自衛隊）
		役場防災倉庫	ロープ、備蓄食料、紙コップ、皿、毛布、応急用品、日常生活用品、バリケード、トラロープ、カラーコーン
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部員 全職員 本部団員 応援要請人員	役場庁舎	管内図、看板、腕章
		役場防災倉庫	担架、簡易リヤカー

3-2. 台風災害活動

(1) 人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意報)	本部役員 (連絡体制)	自 宅	役員装備（携帯無線、笛、作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル2 (警 報)	本部役員 団 員 (自宅待機)	自 宅	団員装備（作業手袋、活動服、ヘルメット、安全靴、雨合羽等）
レベル3 (警戒本部)	本部役員 (対策本部)	災 害 対 策 本 部	現場指揮本部旗、その他（本部団員）
	団 員 (各部で待機)	各マエティ消防センター	鉋、鋸、チェーンソー、スコップ、鋤簾、箕、土嚢袋、ロープ、砂、杭、投光器、発電機
レベル4 (緊急事態) (本部設置)	本部役員	災 害 対 策 本 部	その他（本部団員）
	団 員	各マエティ消防センター	ブルーシート
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本部役員	災 害 対 策 本 部	その他（本部団員）
	団 員 応援要請人員	各マエティ消防センター	ロープ

注) レベル3からレベル5、その他の必要物品は災害対策本部

② 本部員、職員、本部団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意報)	総務課職員 (担当職員)	役場庁舎	岐阜県総合防災ポータル及び気象監視システムにより、今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル2 (警報)	防災当番	役場庁舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、公用車
		役場防災倉庫	土嚢袋、角スコップ、丸スコップ、ブルーシート、鉋、鋸、掛矢、鋤簾、箕
レベル3 (警戒本部)	本部員 総務課職員 本部団員	役場庁舎	災害対策本部旗、災害対策本部看板、公用車
		役場防災倉庫	ハンドマイク、投光器、発電機、コードリール、ガソリンタンク、懐中電灯、チェーンソー
レベル4 (緊急事態) (本部設置)	本部員 全職員 本部団員	役場庁舎	応援要請書（自衛隊）、軽トラック
		役場防災倉庫	ロープ、食料、毛布、応急用品、日常生活用品、バリケード、トラロープ、カラーコーン
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部員 全職員 本部団員 応援要請人員	役場庁舎	管内図、腕章
		役場防災倉庫	担架、寝袋、簡易リヤカー

(2) 段階別活動計画 [集中豪雨、異常気象、台風災害]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
基本方針	集中豪雨、台風、異常気象状況について気象台から発表される情報や、岐阜県総合防災ポータル等によりある程度予測することができ、適切な対応により災害の防御も可能であることから早い時期の判断と決断を要す。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、ある程度予測ができるため、被害を最小限にするため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、気象監視システム、岐阜県総合防災ポータル等利用し情報収集することにより、雨量予測、洪水ピーク時の時間予測ができ、被害を最小限に食い止めるため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、防災行政無線、防災メール、テレビ等より情報収集することにより、降雨量、進路等予測ができるため適切な行動と災害を防御するため迅速な対応が必要となる。	集中豪雨、台風、異常気象による災害は、防災行政無線、防災メール、テレビ等より情報収集することにより、降雨量、進路等予測ができるため適切な行動と災害を防御するため迅速な対応が必要となる。
第1段階 (レベル1) (注 意 報)	大雨洪水注意報が発令され、村内でも強い雨が降り始め、気象情報では降り続く状況が生じた場合、自宅待機とし、団幹部、住民からの情報収集及び役場に連絡を取り村内雨量状況や気象監視システム及び岐阜県総合防災ポータルによる、気象状況予測情報収集に努める。	大雨洪水注意報が発令されて、村内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努め、自宅付近の降雨状況、河川の増水等に注意し、何時でも出動できるよう体制を整えておく。	大雨洪水注意報が発令されて、村内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努め、自宅待機とし何時でも出動をできるよう体制を整えておく。	大雨洪水注意報が発令されて、村内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは各自、連絡の取れる体制に努める。	大雨洪水注意報が発令されて、村内でも強い雨が降り始めている場合や、注意報等に関係なく雨が降り続き、危険な状態が予測されるときは家族間、事業所職員間で連絡の取れる体制に努める。
第2段階 (レベル2) (警 報)	大雨洪水警報が発令され、町内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流に流出が激しくなり、本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断したときは、団長、副団長は役場に集合し協議後、本部役員を招集し各地区部隊を結成し安全確保を図り巡回パトロールするよう指示を出す。 団長は、巡回パトロールの報告を受け、災害が発生する恐れがあると判断したときは第3段階（村は災害対策警戒本部体制）へ移行を決定する。	大雨洪水警報が発令されて、村内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断された場合、団員は詰所に待機し指示を待つが、巡回の指示が出た場合いかなる状況でも単独で行動させず、必ず団員の安全確保を図り部単位で行動する。 部隊への指示事項は本部分団長とし、不在の場合は副分団長とする。 部隊より報告を受けた本部分団長は至急副団長に報告する。	大雨洪水警報が発令されて、村内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され役場に本部員が詰めた場合、行政係職員は役場に、万一に備え図面、筆記用具、現場指揮本部旗を準備する。 本部班団員は引き続き何時でも出動出来るよう体制を整え、警戒本部設置時に出動する。	大雨洪水警報が発令されて、村内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され、本部員は役場に詰め、警戒体制を取り状況に応じ巡回、啓発を行うが、他の職員は外出を控え、情報収集に努め、万一に備えいつでも参集できるよう準備する。	大雨洪水警報が発令されて、村内では強い雨が降り続き、上流の谷川等から本流へ流出が激しくなり本流の氾濫が始まりかけた氾濫初期と判断され役場に防災当番が詰めた場合、防災行政無線、消防団の広報車により警報及び情報伝達されるので、家族間及び事業所職員間の連絡を密にし外出を控え、情報収集に努め、万一に備え何時でも安全な場所に避難できるよう準備する。
第3段階 (レベル3) (警戒本部)	引き続き大雨洪水警報が出されており、上流でもかなり激しく雨が降り谷川、本流もかなり氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ災害等の心配があると見受けられた場合は、引き続き各地区嚴重警戒体制をしき部隊に安全確保を図り巡回パトロールにあたるよう指示を出す。 災害対策警戒本部が設置された場合、団長は本部員として本部に入る。	引き続き大雨洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続き、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合は、各地区、嚴重警戒体制を取り引き続き部隊の安全確保第一で巡回パトロールにあたるが、万一現場で土砂災害や斜面から激しく湧水が噴き出しているような箇所には近づかず、直ちに本部分団長を通じ団長に報告するものとする。(二次災害を考慮して行動する) 但し、人命に関わるような場合は至急任務にあたると同時に現場本部に状況報告する。	引き続き大雨洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続き、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合、消防団が土嚢積み等行う可能性があるため、本部班団員は事前に役場の防災倉庫から土嚢袋、スコップ等準備し、行政係職員は建設事業者に連絡し砂の手配をしてその旨を副団長に伝達しておく。 なお、暴風警報が発令されている場合、本部班団員は、役場の防災倉庫よりチェーンソー、鋸、鉋、ロープ等を準備する。	引き続き大雨洪水警報が発令され、村内でもかなり強い雨が降っている場合、降り始めからの雨量が120mmとなった段階で災害対策警戒本部とし、防災当番は役場に引き続き詰め、巡回及び広報活動等行うが、他の職員は自宅付近の雨の降り方、谷川、河川の増水に注意しながら、何時でも出動できる体制を整えておき、危険を察したような場合は直ちに役場に連絡する。 連絡を受けた職員は総務課長に報告し指示を仰ぎ気象状況に応じた防御体制をとり、職員間の連絡体制を整える。 災害箇所を図示できるよう図面等の準備をする。	引き続き大雨洪水警報が発令されており、上流でもかなり激しい雨が降り続き、谷川も氾濫し、本流も氾濫している状況で、堤防からの漏水、山からの湧水が見受けられ、土石流災害、土砂崩れ、浸水等被害が予想された場合、住民においては地区区長、事業所においては上司を通じて役場に連絡し、危険を伴う防御作業は行わず、我が身の安全を確保して作業に従事する。 なお、暴風警報が発令されている場合は、特に注意し作業に従事する。

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>引き続き大雨洪水警報が出されており、さらに雨も激しく降っており河川の水位が著しく上昇している中、各部長より現場状況について次の報告を受けた場合（中小河川が氾濫し土石流の危険が有るの報告、斜面の湧水が激しくなり土砂崩れの危険が有るの報告、各地域で中小土砂崩れありの報告）、災害発生を各地で確認し、その他災害の防御が各地で必要になった場合、至急団長は副団長と協議し部長に指示を出し各部隊に伝えるとともに、災害対策本部長にその旨を報告する。</p> <p>なお、主要道路に土砂災害等発生が見られ救急業務、災害復旧活動、災害防御活動等に支障をきたす場合は建設事業者応援協定に基づき、総務課長を通じて応援要請を申し出るものとする。</p> <p>土石流、浸水被害等予測される場合、災害対策本部から避難指示が出された場合は、関係地域住民の避難誘導をする旨、部長を通じて指示をする。</p>	<p>引き続き激しい雨が降り続いており、河川の水位も急上昇している状況で、各方面隊は土石流災害、土砂崩れ等発見した場合、この時点で村は災害対策本部を役場に設置されるので、団員は災害復旧作業や防御は行わず図上にプロットし番号を振り、詳細を別紙に記す。</p> <p>緊急を要す場合は部長を通じ団長に報告するものとする。</p> <p>人命に関わる災害以外は、部単独での行動は慎み、緊急を要する主要地方道の法面崩落、斜面崩壊、ライフライン災害等は、発見と同時に部長を通じ団長に報告するものとする。（報告を受けた段階で、建設事業者応援協定に基づき応援要請が行われる。）</p> <p>災害対策本部より避難指示の伝達があった場合は、担当地区の部が避難誘導の任務に従事する。</p> <p>なお、長期にわたると判断した場合は団員を2班にわけ、8時間勤務体制をとり従事する。</p>	<p>引き続き大雨洪水警報が出されており、村内でさらに雨が激しく降っている状況で、消防団や住民から災害の報告が多数寄せられ、村が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え、危険地域住民の避難に備えて避難所設営の準備に係るものとし、防災倉庫から必要な物品（毛布、食料、日常生活品等）を準備し、万全の体制を整える。</p> <p>現場に従事している消防団員に対し必要物品を迅速に調達し配布する。</p> <p>なお、万一危険地域住民に避難指示が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、避難所の必要物品は最寄りの防災備蓄倉庫より調達し本部班団員で配布する。</p> <p>災害対策本部設置、避難指示がありしだい行政係職員は被害情報集約システムに入力・送信する。</p> <p>避難住民リストの報告についても同様とする。</p>	<p>引き続き大雨洪水警報が出されており、村内でさらに雨が激しく降っている状況で、防災当番、消防団、住民から災害の報告が多数寄せられ、村が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え全職員を招集し、必要機械工具を準備し、万全の体制を整える。</p> <p>なお、万一危険地域住民に避難指示が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、指定避難所までの道中、万一土砂等の流出が見られ危険を伴うような場合、建設事業者に応援要請をし、建設機械等により防御及び取り除き等を行う。</p> <p>この時点で、職員は全員体制で従事するが、長期にわたると判断された場合、又は12時間経過したような場合は2班に分け半分の人員を休ませ8時間勤務体制をとり従事する。</p> <p>避難所設営に従事している班は、避難住民リストの報告をする。</p>	<p>引き続き大雨洪水警報が出されており、村内でさらに雨が激しく降っている状況で、消防団や地区から災害の報告が多数寄せられ、村が災害対策本部を設置した場合は、想定される次の段階を考え万全の警戒体制をとり、万一危険地域住民に避難指示が発令された場合、避難誘導は担当地区消防団員が行うが、指定避難所までの道中、土砂等の流出が見られ危険を伴うような場合、危険箇所には近づかず、必ず指示に従うものとする。</p> <p>暴風警報が発令され、村内でもかなり強い風が吹き、風倒木の危険が生じた場合は、CATV個別端末を有効利用し住民に対し外出は控え、雨戸を閉めるなどの防御体制をとるものとする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	<p>各部長から、村内各地で土砂災害、土石流災害、浸水による被害が発生した旨の報告を受けた場合、また、災害規模が大きく救助を要するような災害が各地域で発生した旨の報告を受けた場合、団長は非常事態への移行を判断し、本部長、副村長、総務課長と協議し人命、身体及び財産の保護のため必要と認めた場合は、地域防災計画第3章第3項により自衛隊派遣要請を行うものとする。</p> <p>団長は、災害対策本部より自衛隊派遣要請がされた場合はその旨、副団長を通じて各部長に伝達する。</p> <p>なお、各地区の情報を基に被害状況を図面に図示し人命に関わる災害から順次番号をつけ、自衛隊の任務と消防団の任務を分け、案内団員を各分団より人選し、指示を出し配置し、その旨を本部長に伝えるものとする。</p>	<p>村内各地で、大小災害が発生し主要地方道も通行不能状態になったような場合、災害対策本部は、村が定める地域防災計画に基づき自衛隊の派遣要請を行うため、各部は担当地域の災害箇所を図面にプロットし緊急を要すものから順に番号を付け災害対策本部に提出する。</p> <p>なお、人命に関わるような場合は至急対応すると共に現場指揮本部に報告し、応援部隊が必要な場合はその旨を伝えるものとし、二次災害に至らないよう団員の安全確保に努めて配慮し、部隊の単独行動はしないようにする。</p> <p>自衛隊の案内に指名された団員は、本部に行き、待っている場所、自衛隊の到着時間等確認し待機場所に移動する。</p>	<p>この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は役割分担を明確にしておかなければならないことから、本部班団員は各避難所の物品の配布、調達に従事し、災害対策本部との連絡、報告を密にするものとする。</p> <p>行政係職員は、本部災害情報を基に岐阜県を通じて災害救助法の手続きをとる。</p> <p>自衛隊派遣要請した場合の野営場所は、総合運動場又ははなのき会館芝生広場とし、本部班団員は案内をする。</p>	<p>この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊断絶やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は役割分担を明確にしておかなければならないことから、我が身の安全確保を第一に地域住民は安全な場所に避難してもらう事が先決であり、次にライフライン復旧は関連事業所に、道路復旧は建設業者にそれぞれ応援協定に基づいて要請し災害救助法の適用を受け自衛隊に派遣要請した場合は、自衛隊が到着するまでに要請する災害箇所を図上にプロットし明確にしておき方面毎に現地案内者を決めておき災害対策本部には自衛隊指揮官が残り現場との連絡を密にする。</p> <p>なお、自衛隊野営場所は、総合運動場若しくははなのき会館芝生広場とするので、位置図を作製するよう指示をする。</p>	<p>この段階では、災害が各地区で多発し、主要道路決壊断絶やライフライン不通等、職員、消防団、消防職員だけでは対応できない状況で、併せて地域住民の避難がある場合は我が身の安全確保を第一に地域住民は速やかに安全な場所に避難することが先決であり、ライフラインの復旧及び道路の復旧については、それぞれ応援協定に基づいて各事業所に要請し、さらに災害救助法の適用を受け自衛隊に派遣要請した場合は自衛隊が到着するまでに確実に地域住民は避難所に避難する。</p>

4. 地震災害活動

(1) 人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意情報)	本部役員 (自宅待機) 団 員 (連絡体制)	自 宅	役員装備(携帯無線、笛、活動服、ヘルメット、安全靴等)
レベル2 (予知情報) (警戒宣言)	本部役員 団 員 (自宅待機)	自 宅	団員装備(活動服、ヘルメット、安全靴等)
レベル3 (本部設置)	本部役員 (対策本部) 団 員 (各部で待機)	災害対策本部	その他(本部団員)
		各コミュニティ消防センター	チェーンソー、鉋、鋸、スコップ、鋤簾、箕、バール、現場指揮本部旗
レベル4 (緊急事態)	本部役員 団 員	災害対策本部	その他(本部団員)
		各コミュニティ消防センター	ブルーシート、テント
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部役員 団 員 応援要請人員	災害対策本部	その他(本部団員)
		各コミュニティ消防センター	ロープ

注) 1. 注意情報、予知情報(警戒宣言)は、東海地震に関する情報である。

2. レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部

② 本部員、職員、本部団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル1 (注意情報)	総務課職員 (担当職員)	役 場 庁 舎	岐阜県総合防災ポータルにより 今後の状況確認、防災当番日誌等
レベル2 (予知情報) (警戒宣言)	本 部 員 総務課職員	役 場 庁 舎	図面、色鉛筆、マジック、定規、 公用車（広報車）
		役 場 防 災 倉 庫	チェーンソー、鋸、鉋、バール、 ボトルクリッパー、簡易リヤカー、 エアーポンプ、ロープ
レベル3 (本部設置)	本 部 員 総務課職員 本 部 団 員	役 場 庁 舎	災害対策本部旗、災害対策本部看板、 公用車、移動式防災行政無線 固定局
		役 場 防 災 倉 庫	ハンドマイク、投光器、発電機、 コードリール、ガソリタンク、 懐中電灯
レベル4 (緊急事態)	全 職 員 本 部 団 員	役 場 庁 舎	応援要請書（自衛隊）、軽トラック
		役 場 防 災 倉 庫	ロープ、食料、毛布、応急用品、 日常生活用品、三角巾、ブルーシート、 バリケード、トラロープ、 カラーコーン
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	役 場 庁 舎	管内図、腕章
		役 場 防 災 倉 庫	担架、寝袋

注) 注意情報、予知情報（警戒宣言）は、東海地震に関する情報である。

（２）段階別活動計画〔地震災害〕

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
基本方針	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震等の発生に伴う人的・物的被害の軽減のため、地震発生までにとるべき災害予防対策と発生後の災害応急対策を定める。	東海地震や東南海地震による被害を最小限に抑えるため、一人ひとりが「我が身の安全は我が身で守る」という基本理念と防災知識を身に付ける。 日頃から災害に対する備えを心がけ、生活単位となる、家庭・学校・職場等で、防災意識の啓発を図る。
第1段階 (レベル1) (注意情報)	行政係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度3を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、消防団本部役員は連絡を密にして何時でも出動できる体制を整える。	行政係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度3を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、消防団員は連絡を密にして何時でも出動できる体制を整える。	気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度3を観測したときは、行政係職員は速やかに防災行政無線、防災メールにより住民及び消防団員、職員に注意情報が発令された旨の情報伝達を周知徹底する。	行政係職員から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度3を観測した地震情報」を、防災行政無線、防災メールにより伝達を受けた時は、総務課長は情報伝達を周知徹底させ状況により他の職員を動員できる体制を整える。	総務課から、「気象庁から東海地震に関する注意情報が出された場合又は県内で地震が発生し、村地震計が震度3を観測した地震情報」を、CATV、広報巡回車、防災メール等により伝達を受けた時は、家族間の連絡を密にして何時でも避難できる体制を整える。 事業所についても同じ。
第2段階 (レベル2) (予知情報) (警戒宣言)	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報、警戒宣言が発令された場合、又は県内で地震が発生し、村の地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したときは、村に地震警戒本部を設置する。 消防団本部役員は、本庁に集合し、消防団員に情報収集させるため招集し会議を至急行い、本庁から情報収集の指揮のとれる体制をとる。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、村の地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したときは、村に地震警戒本部を設置する。 消防団員はコミュニティ消防センター待機とし、指示があり次第集合する。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、村の地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したときは、村に地震警戒本部を設置し、本部班団員は本庁に集合する。 行政係職員は情報伝達を周知徹底する。	気象庁から全国瞬時警報システム等により予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で地震が発生し、村の地震観測計が震度4若しくは震度5弱を観測したときは、村に地震警戒本部を設置する。 村長、副村長、総務課長、本部員は役場に集合する。 他の職員は自宅待機とし何時でも参集出来る状態に努める。	気象庁からの予知情報と警戒宣言が発令された場合又は県内で、震度4若しくは震度5弱の地震が発生したときは、慌てないで広い場所に避難する。 家にいた場合は、家族の安否確認後、火の元、ガスの元栓等確認し広く安全な場所に避難する。 事業所においても従業員の安全第一に情報伝達し速やかに避難する。
第3段階 (レベル3) (本部設置)	各部が情報収集を行い、災害が発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、至急部隊を現場に向かうよう指示を出す。 村内の全ての状況が把握できない場合は、全ての部を第一発見現場に向かわせる事のないよう村全体の被害状況を把握した後、部を各方面へ動員する。 この段階で村に災害対策本部が設置される。	各部が情報収集を行い、災害が発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、村は災害対策本部を設置するので消防団は至急部隊を結成し現場指揮本部の指示により現場に向かい、被害状況、道中状況等をその都度、部長に報告する。 報告を受けた部長はまとめて現場指揮本部に報告する。 部隊は人命に関わる場合を除き、火災などを発見した場合は、消火作業をしないで現場指揮本部に連絡し、応援部隊を呼ぶ。 状況により、初期消火作業をした方が良くと判断した場合は発見現場に従事し、他の部隊が初期任務の現場に急行する。	消防団が情報収集を行い、災害及び発生したとの報告があった場合、又は地震に伴う火災が発生したと報告があった場合、役場に災害対策本部を設置し、本部班団員は役場の防災倉庫より必要物品をそれぞれの本部に準備する。 行政係は被害情報集約システムに必要事項を入力・送信する。 行政係職員は情報集約し、防災行政無線、防災メールを使い伝達する。	災害及び火災が発生したとの報告があった場合、村長、副村長、総務課長は協議し直ちに災害対策本部を設置し全職員を参集、職員は班で行動し各方面の情報収集に従事し、地震に伴う火災を発見した場合は災害対策本部に報告し初期消火するが、消防団が到着した時点で現場を任せ、初期の任務に従事する。 なお、招集がかかり災害対策本部に向かう場合、道路状況が分からないため出来る限り周りの状況を確認し記録して行くように心がけ、人命に関わる現場を発見したら迷わず従事する。 連絡出来る手段があればその旨連絡する。 村長、副村長、総務課長は自主避難している住民の把握するため、各避難所に	家や事業所にいて突発的な地震が発生した場合、「身の安全を確保する」を第一優先とし、以下のような行動を行い、避難所へ避難する。 (1～2分の間) 揺れがおさまったら、火の始末や脱出口を確保する。 (3分後) みんなの安全を確認し、火が出たら初期消火、ラジオをつける、靴を履くなど無理をせず避難する。 この場合、飲料水や食料等の備蓄品を持って行く。 周りの状況を判断し、人命に関わるような場合は、お互い助け合う。 初期消火等も出来る限り協力する。

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
				対し動員する。	
第4段階 (レベル4) (緊急事態)	<p>村内各地で災害や火災が発生し災害対策本部から避難指示、避難誘導が発令された場合、地域住民を安全な場所に避難させるよう、各部に避難誘導活動を指示する。</p> <p>その他の部は順次消火活動を展開させ、人命救助を第一に活動するよう指示を出し、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れが多い箇所を優先させるよう指示を出し、一箇所に集中しないようにする。</p> <p>この段階では、消防団だけでは対応できない状況であるので、消防団0.B.や、事業所に協力を得るようにし、村災害対策本部に対し、状況を報告する。</p> <p>災害対策本部が村内の防災機関だけで対応出来ないと判断したときは自衛隊派遣要請を行うと伝達があった場合、現場指揮本部は、各部長に優先番号をつけた図面を作成すると共に案内団員の人選をするよう指示をする。</p>	<p>村内各地で災害や火災が発生した場合、災害対策本部から避難指示が発令された場合、現場指揮本部の指示により各部隊は地域住民を安全な場所に避難させるため避難誘導に従事する。</p> <p>避難誘導に従事する以外の団員は引き続き部隊を結成し順次消火活動を展開する。</p> <p>人命救助を第一に活動するようにし、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れが多い箇所を優先させる。</p> <p>一箇所に集中しないようにするが、消防団だけでは対応できない状況であると判断した場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。</p> <p>現場指揮本部から、自衛隊派遣要請をしたと伝達を受けた場合、非常事態に移行すると判断し、各部長は災害箇所に優先番号をつけた図面を作成すると共に案内団員の人選をする。</p>	<p>村内各地で災害や火災が発生した場合、災害対策本部から避難指示が発令された場合、行政係職員は被害情報集約システムに入力する。</p> <p>本部班団員は避難所の必要物品リストにより速やかに準備し2名一組で各避難所に配布する。</p> <p>必要物品については、役場の防災倉庫より調達し、不足している物は最寄りの商店、スーパーから調達する。</p> <p>自衛隊、県及び他市町村に対する応援要請の指示があった場合、行政係職員は、地域防災計画の「地震対策編第3章第1項第2節災害応援要請（41～44ページ）」に基づいて行う。</p> <p>本部班団員は自衛隊派遣要請があった場合、野営場所となる総合運動場を開放する。</p> <p>その他、詳細については災害対策本部の指示に従う。</p>	<p>村内各地で災害や火災が発生した場合、村長、副村長、総務課長は地域住民を安全な場所に避難させる事を第一に、避難指示発令を行政係に指示する。</p> <p>避難所に勤務している職員は引き続き勤務し、避難者リスト（任意様式）及び必要物品リストを作成し本部に報告する。</p> <p>部隊は人命救助を第一に活動するようにし、最も被害のひどい箇所や、延焼拡大の恐れが多い箇所を本部に連絡するようにする。</p> <p>この場合、一箇所に集中しないように活動するように心がける。</p> <p>各方面で災害、火災が発生しており職員、消防団、消防署だけでは対応できない状況である場合、村災害対策本部に状況を報告する。</p> <p>報告を受けた村長、副村長、総務課長は至急協議し自衛隊派遣要請の指示をする。</p>	<p>避難所に向かう途中では、余震に注意し、正しい情報を確認するとともに、隣・近所で助け合う。</p> <p>また、避難所に着いたら、村の職員や消防団員の指示に従う。</p> <p>村内各地で災害、火災が発生している場合、人員が限られており救助、消火活動の対応が遅れることが予測されるため、自助・共助の考えに基づき我が身の安全確保を第一に避難すると救助活動や初期消火活動に従事する人に分かれ行動する。</p> <p>地区においては人員を確認し、被害状況を調査しておく。</p> <p>事業所においては組織力を活用し人員確認後、状況判断し安全確保を図った上で救助活動及び初期消火活動に従事する。</p> <p>なお、村内全域で災害、火災等が発生し対応しきれないと判断したときは非常事態とし、自衛隊派遣要請をするので、引き続き救助活動等行うが、災害対策本部から指示が出た場合は従う。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	<p>この段階では村内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を再度整えるようにする。</p> <p>図上に被災箇所をプロットし、人命を優先させ番号を付ける。</p> <p>人命救助に重点をおき、地域住民、事業所に初期消火を依頼するよう指示を出し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ、救助にあたる。</p> <p>野営場所は、神土が総合運動場、越原は越原運動場、五加は五加運動場に設営するよう案内する部長に指示をする。</p>	<p>この段階では村内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようにする。</p> <p>部長は、被害状況をまとめ、図上に被災箇所をプロットし、人命を優先させ番号を付けるよう団員に指示をする。</p> <p>人命救助に重点をおき、地域住民、事業所に初期消火を依頼するよう指示が出された場合、現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。</p> <p>野営場所は、神土方面は総合運動場、越原方面は越原運動場、五加方面は五加運動場に設営するよう案内団員が現場まで案内する。</p>	<p>この段階では村内各地で災害が多発しており壊滅状態になる恐れがあり、自衛隊が到着するまでに、消防団は人員配置、活動体制を整えるので、本部班団員は消防団の必要物品調達に従事する。</p> <p>行政係職員は被害情報集約システムに避難状況、必要物品等を入力する。</p> <p>県内外市町村からの救援物資についての、集積、集配ははなのき会館とするので、本部班団員は看板及び救援物資リスト（任意）作成し集積業務に従事する。</p> <p>行政係職員は、職員、消防団、地区からの被害状況をまとめ被害情報集約システムに入力する。</p>	<p>自衛隊派遣要請を指示した段階で壊滅状態に近く非常事態とし、村長、副村長、総務課長は自衛隊が到着するまでに優先番号を付けた図面を作成するよう総務課員に指示を出す。</p> <p>災害対策本部は、作成された図面を下に自衛隊に要請する災害箇所を協議決定する。</p> <p>マスコミ対応は総務課長が行うものとする。</p> <p>災害対策本部は、CATV告知端末、防災行政無線、防災メール・災害情報緊急連絡メール等を有効活用情報提供に心がける。</p> <p>職員は、避難所、救援物資集積場、広報等に分かれて従事する。</p>	<p>避難所にいる場合は、村の職員や消防団員の指示に従うとともに、親戚や知人に安否を確認する。</p> <p>家や事業所にいる場合は、ラジオなどで災害情報を聞くとともに、飲料水や食料等の備蓄品を用意して、避難所へ行き、村の職員や消防団員の指示に従う。</p> <p>避難所において協力して出来る事は自分達で行う。</p> <p>人命救助等に従事している者は、消防団、消防署、自衛隊が到着した場合は速やかに詳細を伝達し、指示に従うものとする。</p>

5. 航空機事故災害活動

(1) 人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本部役員 (対策本部) 団 員	災害対策本部	役員装備（携帯無線、笛、活動服、ヘルメット、安全靴等） 団員装備（活動服、ヘルメット、安全靴等）
		各コミュニティ消防センター	チェーンソー、鉋、鋸、スコップ、バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、その他(本部団員)、発電機、投光器
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部役員 団 員 応援要請人員	災害対策本部	その他(本部団員)
		各コミュニティ消防センター	ロープ、看板

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部

② 本部員、職員、本部団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本部員 (対策本部) 全 職 員 本部団員	災害対策本部	職員装備（防災服、ヘルメット、足元の安全等）管内図
		役場防災倉庫	ゴーグル、チェーンソー、鉋、鋸、スコップ、バール、ロープ、災害対策本部旗、看板、ブルーシート、テーブル、ハンドマイク、ボルトクリッパー、発電機、投光器、チェーンカッター、街頭消火器（現場付近より）
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部員 (対策本部) 全 職 員 本部団員 応援要請人員	災害対策本部	応援要請書（自衛隊）、腕章
		役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、リュックサック、給水袋

(2) 段階別活動計画 [航空機事故]

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>村内で航空機が墜落した場合は、その時点で緊急事態であり、村は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより消防団に情報伝達する。</p> <p>至急役員は現場を確認し、現場指揮本部設置を行政係職員に指示する。</p> <p>救助隊、行方不明者検索隊、消火隊等必要に応じ結成させる。</p> <p>火災が発生した場合は消火活動を展開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団だけでは対応できない状況である場合は、消防団 O.B. や、事業所に協力を得るようにし、村災害対策本部に対し状況を報告する。</p>	<p>村内で航空機が墜落等した場合、その時点で緊急事態であり、村は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。</p> <p>連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に人員報告し指示を仰ぐ。</p> <p>火災が発生した場合は消火活動を展開するが、人命救助を第一に活動するようになる。</p> <p>消防団だけでは対応できない場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。</p> <p>必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>村内で航空機が墜落等した場合、緊急事態であり、村長、副村長、総務課長の指示により速やかに、本庁に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより情報伝達する。</p> <p>その状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。</p> <p>本部班団員は状況に応じ必要物品を防災倉庫より調達し災害対策本部に持参する。</p> <p>現場が国道、県道等の付近であった場合は交通整理に従事する。</p> <p>災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、行政係職員は速やかに派遣要請をする。</p>	<p>村内で航空機事故等が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を行政係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。</p> <p>職員は村災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節東白川村災害対策本部の組織3. 分担任務(14～17 ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>現場の状況により村長、副村長、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は行政係職員に指示を出す。</p> <p>総務課職員数名は災害対策本部の指示により、電話等の対応をする。</p>	<p>現場付近の住民は自己防衛に心がけ現場には近づかないようにするが、地域において飛び火等により火災等発生した場合は初期消火活動に心がける。</p> <p>爆発等により延焼の恐れがある場合は村職員、消防団員の指示に従い速やかに避難する。</p> <p>現場の状況により、重機、スプレッダー、カッター等必要になった場合、事業所に依頼するので出来る範囲で協力する。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>航空機が墜落炎上し、死傷者が多数発生した場合は、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げて救助、救出、消火活動するように指示を出す。</p> <p>各部長から報告を受けた現場指揮本部は図上に事故箇所をプロットし、人命救助に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助、救出にあたるように指示を出す。</p> <p>延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当の部に指示を出す。</p>	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>各部長は現場指揮本部に現場状況（詳細）を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げ救助・救出、消火活動を行うようにする。</p> <p>現場指揮本部より避難誘導の指示があった場合、避難誘導は担当の部が従事する。</p> <p>現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所設営の指示があった場合、本部班団員は必要物品を近くの防災倉庫より調達する。</p> <p>行政係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。</p> <p>本部班団員は自衛隊の野営場所（現場が神土の場合は総合運動場、越原の場合は越原運動場、五加の場合は五加運動場）を確保する。</p> <p>本部班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。</p> <p>必要物品が村内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、職員指示する。</p> <p>避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リストを作成し本部に報告するものとする。</p> <p>参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節東白川村災害対策本部の組織3. 分担任務(14～17 ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより伝える。</p> <p>マスコミへの対応は総務課長が行う。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うが、延焼等により関係地区において避難する必要がある場合、村職員、消防団員、消防職員の指示に従い避難する。</p> <p>(避難誘導は消防団員が行う。)</p> <p>応援協定に基づき重機等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。</p> <p>炊き出し、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。</p>

6. 大交通事故災害活動

(1) 人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本部役員 (対策本部) 団 員	災害対策本部	役員装備（携帯無線、笛、活動服、ヘルメット、安全靴、手袋等） 団員装備（活動服、ヘルメット、安全靴、手袋等）
		各ポエティ消防センター	チェーンソー、鉋、鋸、スコップ、 バール、現場指揮本部旗 ブルーシート、テント、ロープ、 その他（本部団員）
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本部役員 団 員 応援要請人員	災害対策本部	その他（本部団員）
		各ポエティ消防センター	ロープ、看板

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部
(バス転落、タンクローリー横転等、消防署や警察だけでは対応出来ない応援要請災害)

② 防災当番、職員、本部団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本部員 (対策本部) 全 職 員 本 部 団 員	災害対策本部	職員装備（防災服、ヘルメット、 足元の安全等）
		役場防災倉庫	ゴーグル、チェーンソー、鉋、鋸、 スコップ、バール、掛矢、ブルー シート、テーブル、災害対策本部 旗、看板、ハンドマイク、ボルト クリッパー、発電機、投光器、チ ェーンカッター、街頭消火器（現 場付近より）
レベル5 (非常事態) (避 難) (自衛隊派遣)	本部員 (対策本部) 全 職 員 本 部 団 員 応援要請人員	災害対策本部	応援要請書（自衛隊）、腕章
		役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、 毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカ ー

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部
(バス転落、タンクローリー横転等、消防署や警察だけでは対応出来ない応援要請災害)

（２）段階別活動計画〔大交通事故災害〕

	本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>村内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、緊急事態であり、速やかに村は災害対策本部を設置する。</p> <p>防災行政無線、防災メール等で情報伝達を受けた役員は装備し現場に向かい確認後、現場指揮本部位置を決定し、現場指揮本部設置を行政係職員に指示する。</p> <p>救助隊、行方不明者検索隊、消火隊等必要に応じ結成させる。</p> <p>火災等が発生した場合は消火活動を展開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団だけでは対応できない状況である場合は、消防団 O.B. や、事業所に協力を得るようにし、村災害対策本部に対し状況を報告する。</p> <p>分団に消火隊を結成させ火災が発生した場合は消火活動を展開させるが、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p>	<p>村内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、その時点で緊急事態であり、村は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。</p> <p>連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に到着人員の報告し指示を仰ぐ。</p> <p>火災が発生した場合は消火活動を展開するが、人命救助を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団だけでは対応できない場合は、現場指揮本部に状況を報告し応援を要請する。</p> <p>必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>村内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合、緊急事態であり、村長、副村長、総務課長の指示により速やかに、本庁に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより情報伝達する。</p> <p>事故状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。</p> <p>本部班団員は状況に応じ必要物品を防災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持参する。</p> <p>現場の状況により交通整理に従事する。</p> <p>災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、行政係職員は速やかに県に対し自衛隊派遣要請し被害情報集約システムに入力する。</p>	<p>村内でバス転落事故やタンクローリー横転事故が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を村長、副村長、総務課長は行政係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。</p> <p>職員は村災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節東白川村災害対策本部の組織3. 分担任務(14~17 ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>現場の状況により村長、副村長、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は行政係職員に指示を出す。</p> <p>総務課職員は災害対策本部の指示により電話等の対応をする。</p>	<p>現場付近の住民は自己防衛に心がけ現場には近づかないようにするが、地域において飛び火等により火災等発生した場合は初期消火活動に心がける。</p> <p>爆発等により延焼の恐れがある場合は村職員、消防団員の指示に従い速やかに避難する。</p> <p>現場の状況により、重機、スプレッダー、カッター等必要になった場合、事業所に依頼がありますので出来る範囲で協力するものとする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	<p>バス転落事故やタンクローリー横転事故等により、死傷者が多数発生した場合や爆発炎上した場合は、自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げて救助・救出、消火活動するよう指示する。</p> <p>各部長から報告を受け、図上に事故箇所をプロットし、人命救助に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたるよう指示を出す。</p> <p>延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当部に指示を出す。</p>	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>各部長は現場指揮本部に現場状況（詳細）を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整え総力を上げ、救助・救出、消火活動するよう指示する。</p> <p>現場指揮本部より避難誘導の指示があった場合、避難誘導は担当地区の部が従事する。</p> <p>現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所設営の指示があった場合、本部班団員は必要物品を近くの防災備蓄倉庫より調達する。</p> <p>行政係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。</p> <p>本部班団員は自衛隊の野営場所（現場が神土の場合は総合運動場、越原の場合は越原運動場、五加の場合は五加運動場）を確保する。</p> <p>本部班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。</p> <p>必要物品が村内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、防災当番に指示する。</p> <p>避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リスト（任意様式）を作成し本部に報告するものとする。</p> <p>参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節東白川村災害対策本部の組織3. 分担任務(14~17 ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより伝える。</p> <p>マスコミへの対応は総務課長が行う。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うが、延焼等により関係地区において避難する必要がある場合、村職員、消防団員の指示に従い避難する。</p> <p>（避難誘導は消防団員が行う。）</p> <p>応援協定に基づき重機等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。</p> <p>炊き出し、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。</p>

7. 化学物質流出事故災害活動

(1) 人員、準備品一覧

① 本部役員、団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本部役員 (対策本部) 団 員	災害対策本部	役員装備(携帯無線、笛、訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等) 団員装備(訓練服、ヘルメット、安全靴、手袋等)
		各コミュニティ消防センター	スコップ、土嚢袋、現場指揮本部旗、ブルーシート、テント、ロープ、その他(本部団員)
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部役員 団 員 応援要請人員	災害対策本部	その他(本部団員)
		各コミュニティ消防センター	ロープ、看板

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部
(多種多様な原因による化学物質流出事故、職員、消防団だけでは対応出来ない人的災害)

② 防災当番、職員、本部団員

段 階	人 員	準備品保管場所	準 備 品
レベル4 (本部設置) (緊急事態)	本部員 (対策本部) 全 職 員 本部団員	災害対策本部	職員装備(防災服、ヘルメット、安全靴等) 応援要請書(自衛隊)
		役場防災倉庫	ゴーグル、スコップ、バール、掛矢、ボトルクリッパー、ハンドマイク、ブルーシート、テント、テーブル、災害対策本部旗、看板、投光器、発電機、コードリール、チェーンカッター、土嚢袋
レベル5 (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	本部員 (対策本部) 全 職 員 本部団員 応援要請人員	災害対策本部	腕章
		役場防災倉庫	備蓄食糧、日常生活用品、担架、毛布、寝袋、三角巾、簡易リヤカー、砂

注) レベル4及びレベル5その他の必要物品は災害対策本部
(多種多様な原因による化学物質流出事故、職員、消防団だけでは対応出来ない人的災害)

(2) 段階別活動計画 [化学物質流出事故災害]

	団本部役員	団幹部・団員	本部団員・行政係職員	職 員	地域住民・地域事業所
第4段階 (レベル4) (本部設置) (緊急事態)	<p>村内で化学物質流出事故が発生した場合、緊急事態であり、速やかに村は災害対策本部を設置する。</p> <p>防災行政無線、防災メール等で情報伝達を受けた役員は装備し現場に向かい確認後、現場指揮本部位置を決定し、現場指揮本部設置を行政係職員に指示する。</p> <p>火災、爆発等が発生した場合は消火活動を展開させるが、団員の安全を第一に活動するよう指示する。</p> <p>消防団では対応できない状況である場合は、消防団 O.B. や、事業所に協力を得るようにし、村災害対策本部に対し状況を報告する。</p>	<p>村内で化学物質流出事故が発生した場合、その時点で緊急事態であり、村は災害対策本部を設置し、防災行政無線及び防災メールにより団員に情報伝達する。</p> <p>連絡を受けた場合は、各自装備し指定された場所に集合し現場指揮本部に到着、人員報告し指示を仰ぐ。</p> <p>火災、爆発等が発生した場合は消火活動を展開するが、常に団員の安全第一に活動するようにし危険を感じた場合は近づかないようにする。</p> <p>消防団では対応できない場合は、現場指揮本部にその状況を報告し応援を要請する。</p> <p>必要物品がある場合も現場指揮本部に連絡する。</p>	<p>村内で化学物質流出事故が発生した場合、緊急事態であり、村長、副村長、総務課長の指示により速やかに、本庁に災害対策本部を設置すると共に、防災行政無線、防災メールにより住民、職員、団員に情報伝達する。</p> <p>その状況を県に報告すると共に関係機関に連絡する。</p> <p>本部班団員は状況に応じ必要物品を防災備蓄倉庫より調達し災害対策本部に持参する。</p> <p>現場が国道、県道等の付近であった場合は交通整理に従事する。</p> <p>災害対策本部より自衛隊派遣要請があった場合、行政係職員は速やかに派遣要請し被害情報集約システムに入力する。</p>	<p>村内で化学物質流出事故が発生した場合は、緊急事態であり、災害対策本部設置となり、災害対策本部設置を村長、副村長、総務課長は行政係職員に指示し、全職員に対し招集の指示を出す。</p> <p>職員は村災害対策本部に参集し、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節東白川村災害対策本部の組織3. 分担任務(14～17ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>現場の状況により村長、副村長、総務課長は自衛隊派遣要請の協議し、決定した場合は行政係職員に指示を出す。</p> <p>総務課職員数名は災害対策本部の指示により電話等の対応をする。</p>	<p>CATV告知端末、防災行政無線、防災メール、広報車により化学物質流出を知った時は、人体への影響、爆発炎上、延焼等の恐れがあるので、現場には近づかず、我が身の安全を確保するため情報収集に努める。</p> <p>避難する必要があると感じた場合は、村職員、消防団員、消防職員の指示に従い避難する。</p> <p>(避難誘導は消防団員が行う。)</p> <p>村より避難指示が発令された場合も同様とする。</p>
第5段階 (レベル5) (非常事態) (避難) (自衛隊派遣)	<p>化学物質流出し爆発炎上、地域に被害拡大した場合、自衛隊派遣要請した場合は、非常事態とする。</p> <p>自衛隊が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようにする。</p> <p>必要に応じ、人命救助部隊、消火部隊を結成させ現場に従事するよう指示を出す。</p> <p>各部長から報告を受け、図上に流出箇所をプロットし、住民、団員の安全に重点をおくよう指示し、人命救助部隊、消火部隊、復旧部隊の行動を平行させる。</p> <p>自衛隊が到着したら、各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助、復旧にあたるように指示を出す。</p> <p>延焼などにより風下地区住民に被害が及ぶと判断した場合は避難誘導に従事するよう担当分団に指示を出す。</p>	<p>災害対策本部が自衛隊派遣要請をした段階で非常事態とする。</p> <p>各部長は現場指揮本部に現場状況(詳細)を報告し自衛隊等が到着するまでに、人員配置、活動体制を整えるようにする。</p> <p>現場指揮本部より避難誘導の指示があった場合、避難誘導は担当地区の部が従事する。</p> <p>現場に責任者を置き、人命救助部隊、消火部隊の行動を平行させ、自衛隊が到着したら、自衛隊の各部隊にそれぞれ案内団員をつけ救助にあたる。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、被災者情報、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所設営の指示があった場合、本部班団員は必要物品を近くの防災備蓄倉庫より調達する。</p> <p>行政係職員は、避難者リスト及び救護者リストの報告を受け、被害情報集約システムに入力する。</p> <p>本部班団員は自衛隊の野営場所(現場が神土の場合は総合運動場、越原の場合は越原運動場、五加の場合は五加運動場)を確保する。</p> <p>本部班団員は状況に応じ、担架、リヤカー等を現場指揮本部に搬入する。</p> <p>必要物品が村内で調達できない場合は近隣市町村で調達する。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者の救助・救急活動を行うとともに、被害状況の把握に努める。</p> <p>避難所設営、応急救護所について災害対策本部は速やかに協議し、防災当番に指示する。</p> <p>避難所、応急救護所に従事する職員は避難者リスト及び救護者リスト(任意様式)を作成し本部に報告するものとする。</p> <p>参集した各職員は、地域防災計画の「一般対策編第1章第5節東白川村災害対策本部の組織3. 分担任務(14～17ページ)」に基づいて活動する。</p> <p>職員は消防団員と協力して、被災現場周辺の住民に対して、被災の状況や避難に関する情報を、広報車などにより情報を伝達する。</p> <p>マスコミへの対応は総務課長が行う。</p>	<p>自衛隊派遣要請をした段階で非常事態であり、災害対策本部は被災者がいる場合は救助・救急活動を行うが、延焼、爆発等により関係地区において避難する必要がある場合、避難指示が出すので、村職員、消防団員、消防職員の指示に従い速やかに避難する。</p> <p>(避難誘導は地区消防団員が行う。)</p> <p>応援協定に基づき重機、砂等依頼を受けた事業所においては、現場指揮本部の指示に従う。</p> <p>災害対策本部より炊き出し、必要物品の依頼があった場合は協力体制をとるものとする。</p>